

第4次
庄内町男女共同参画社会計画
〈庄内町いきいきプラン〉

令和4年度～令和8年度



山形県 庄内町

真に持続可能な社会を目指して ～実現しよう 男女共同参画社会～



少子高齢化の進展に伴う生産年齢人口の減少やライフスタイルの変化、家族形態の多様化、地域コミュニティの変容など私たちを取り巻く環境は大きく変化しています。さらに、新型コロナウイルス感染症の拡大は、私たちの社会に大きな影響を及ぼし、これまで以上に女性の社会参加に関する問題や家庭生活における課題を顕著にしました。

このような状況の中、SDGs（持続可能な開発目標）においても、ジェンダー平等が達成すべき必要な目標として掲げられており、豊かで活力のある地域社会の形成や持続可能な発展のためには、多様な価値観や意見を尊重し合い、性別に関わることなく誰もが個性と能力を発揮できる社会の実現が求められます。

本町においては、平成19年に庄内町男女共同参画社会計画を策定して以降、男女が対等な立場であらゆる分野に参画し、お互いの人権を尊重しながら男女共同参画社会の形成を目指すべく、様々な取組みを進め、意識醸成を図ってきました。男女共同参画意識は向上しつつあるものの、男女が共に社会参画と家庭生活を両立できる環境整備はいまだ十分とは言えず、固定的な役割分担意識の解消やワーク・ライフ・バランスの実現に向けた多様な働き方への支援が必要と考えます。

男女共同参画の取組みは、行政だけではなく、家庭、地域、学校、事業所、関係団体や機関等の皆様と連携・協働し、一体となって取り組むことが重要となります。今後も本町の地域特性を踏まえ、本計画を推進していくため、皆様より一層のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

結びに、本計画の策定にあたり、貴重なご意見、ご提言をいただきました男女共同参画社会推進委員会委員の皆様をはじめ、ご協力いただきました町民の皆様に心から感謝申し上げます。

令和4年3月

庄内町長 富 樫 透

目 次

第1章 計画の基本的な考え方

1 計画策定の背景	1
2 計画策定の趣旨	2
3 基本理念	3
4 計画期間	3
5 計画の位置づけ	3
6 庄内町の現状と課題	7
7 計画の体系	13

第2章 計画の内容

基本目標 I 男女共同参画社会に向けての意識づくり	14
基本目標 II ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）と 働く環境づくり	18
基本目標 III 参画と協働による地域づくり	24
基本目標 IV 安心して暮らせるまちづくり	29

第3章 計画の推進

1 計画の推進体制と進捗管理	34
2 関係機関等との連携協力	34

資料編

1 男女共同参画社会基本法	35
2 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律	39
3 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律	48
4 山形県男女共同参画推進条例	55
5 山形県ワーク・ライフ・バランス憲章	59
6 庄内町男女共同参画社会推進委員会条例	60

第1章 計画の基本的な考え方

1 計画策定の背景

国では、男性も女性も全ての個人が、互いにその人権を尊重しつつ責任を分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮できる男女共同参画社会の実現を目指して、平成11年6月に「男女共同参画社会基本法」を制定しました。また、全国的に少子高齢化が急速に進む中、働くことを希望する女性が職業生活において活躍できる社会、そして、男女がともに、多様な生き方、働き方ができる社会の実現を目指して、平成27年8月には「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）」を制定しました。こうした中、令和2年12月には「第5次男女共同参画基本計画」が策定され、政策・方針決定過程への女性の参画拡大、雇用等における男女共同参画の推進と仕事と生活の調和、地域における男女共同参画の推進、女性に対するあらゆる暴力の根絶、男女共同参画の視点に立った貧困等生活上の困難に対する支援と多様性を尊重する環境の整備、防災・復興、環境問題における男女共同参画の推進等が示されています。

県では、互いに認め合い、共に助け合い、誰もが希望する生き方で輝ける社会の実現のため、性別にかかわらず、一人ひとりがそれぞれの個性や能力を十分に発揮し、家庭・職場・地域でそれぞれの役割を果たしながら、みんなが思いやりを持って、支え合っていくことを目指して、令和3年3月に「山形県男女共同参画計画」を策定しました。

男女共同参画社会基本法

基本法では、男女共同参画社会を実現するための5本の柱（基本理念）を掲げています。

1 男女の人権の尊重

男女の個人としての尊厳を重んじ、男女の差別をなくし、男性も女性もひとりの人間として能力を発揮できる機会を確保する必要があります。

2 社会における制度又は慣行についての配慮

固定的な役割分担意識にとらわれず、男女が様々な活動ができるように社会の制度や慣行の在り方を考える必要があります。

3 政策等の立案及び決定への共同参画

男女が、社会の対等なパートナーとして、あらゆる分野において方針の決定に参画できる機会を確保する必要があります。

4 家庭生活における活動と他の活動の両立

男女が対等な家族の構成員として、互いに協力し、社会の支援も受け、家族としての役割を果たしながら、仕事や学習、地域活動ができるようにする必要があります。

5 国際的協調

男女共同参画社会づくりのために、国際社会と共に歩むことも大切です。他の国や国際機関とも相互協力して取り組む必要があります。

2 計画策定の趣旨

庄内町では、一人ひとりがそれぞれの特性と能力を十分に発揮し、多様で充実した生涯を送ることができる社会の実現のため、平成19年4月に「庄内町男女共同参画社会計画～庄内町いきいきプラン～」を策定し、男女が互いにその人権を尊重しつつ、責任を分かち合い、いきいきと暮ることができる社会の実現を目指してきました。

これまでの計画に基づき、男女共同参画社会の実現に向け、様々な施策や事業を推進してきた結果、家庭や地域、職場などにおいて徐々に男女共同参画の意識が浸透し、性別による固定的な役割分担意識は少しずつ解消しつつありますが、依然として女性の参画が進んでいない分野が多く、あらゆる分野において女性の参画をより促進していく必要があります。

人口減少や少子高齢化が進み、生産年齢人口の減少による労働力不足が懸念されるなか、新型コロナウイルス感染症の影響もあって、私たちを取り巻く社会情勢は大きく変化しています。時代の変化に対応するためにも、社会の様々な背景を踏まえ、これから訪れる新しい日常を見据えながら、一人ひとりが最大限にその能力を発揮して活躍できる社会をつくり、そして、みんなが安心して暮らすことができる地域となるように、今後も本町の特性や実情に応じて取り組みを継続していく必要があります。こうした状況の中、男女共同参画のまちづくりの実現のために「第4次庄内町男女共同参画社会計画」を策定します。

男女共同参画社会のイメージ

男性も女性も、意欲に応じて、あらゆる分野で活躍できる社会

家庭生活の充実

- 家族を構成する個人がお互いに尊重し合い協力し合うことによって、家族のパートナーシップが強化
- 仕事と家庭の両立支援環境が整い、男性の家庭への参画も進むことによって、男女がともに子育てや教育に参加

職場に活気

- 女性の政策・方針決定過程への参画が進み、多様な人材が活躍することによって、経済活動の創造性が増し生産性が向上
- 働き方の多様化が進み、男女がともに働きやすい職場環境が確保されることによって、個人が能力を最大限に発揮

地域力の向上

- 男女がともに主体的に地域活動やボランティア等に参画することによって、地域コミュニティが強化
- 地域の活性化、暮らし改善、子どもたちが伸びやかに育つ環境が実現

一人ひとりの豊かな人生

仕事、家庭、地域生活など多様な活動を自らの希望に沿った形で展開でき、男女がともに夢や希望を実現

3 基本理念

個人の人権が尊重され、みんながその個性と能力を發揮し、性別にかかわらず男女がともに社会のあらゆる分野に参画できる社会を引き続き目指していくため、前計画の基本理念を継承し、男女共同参画社会の実現に向け施策を展開していきます。

男女が互いに人権を尊重しつつ責任と喜びを分かち合い
いきいきと暮らすことができる社会を目指します

4 計画期間

本計画の期間は、令和4年度から令和8年度までの5年間とします。

5 計画の位置づけ

- 「男女共同参画社会基本法」第14条第3項に基づく男女共同参画社会の形成に関する取り組みを総合的に推進する**市町村男女共同参画計画**です。
- 「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」第2条の3第3項に基づく配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する**市町村基本計画**です。
- 「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」第6条第2項に基づく女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての**市町村推進計画**です。
- 庄内町男女共同参画社会推進委員会、庄内町男女共同参画社会計画庁内推進プロジェクトチーム及びパブリックコメント等による意見を反映して策定したものです。
- 「第3次庄内町総合計画」及びその他の関連する各種計画との整合性を図り、男女共同参画を総合的かつ計画的に推進するための指針として示すものです。
- 本計画は、SDGsのゴール5「ジェンダー平等とすべての女性・女児のエンパワーメント」について、計画全体の実行を通して貢献していくべき目標とします。

【SDGs】

「Sustainable Development Goals（持続可能な開発目標）」の略称で、平成27年に国連サミットで採択された、「誰一人取り残さない」社会の実現を目指し、経済、社会、環境をめぐる広範な課題を統合的に解決していくための国際開発目標です。貧困や格差の解消、教育など基本ニーズの充足、産業と技術革新、地球環境の保全などにかかわる17の目標（ゴール）を設定し取り組むものです。このSDGsの5つ目の目標に「ジェンダーの平等と女性のエンパワーメント」が示されており、女性に対するあらゆる差別の撤廃や、暴力の排除、家事労働等に対する認識・評価などを、達成すべき必要な項目として掲げています。

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



本計画に関連するゴール

- 1 貧困をなくそう
- 3 全ての人に健康と福祉を
- 4 質の高い教育をみんなに
- 5 ジェンダー平等を実現しよう
- 8 働きがいも経済成長も
- 10 人や国の不平等をなくそう
- 11 住み続けられるまちづくりを
- 17 パートナーシップで目標を達成しよう

第4次庄内町男女共同参画社会計画
持続可能な開発目標（SDGs）と各施策の関連性

	①	③	④	⑤	⑧	⑩	⑪	⑰
	貧困	健康・福祉・保健	教育	ジェンダー	経済成長と雇用	不平等	持続可能なまちづくり	パートナーシップ
								
I 男女共同参画社会に向けての意識づくり								
1 人権を尊重し男女の固定的な役割分担意識の見直し								
(1)男女共同参画意識を浸透させるための情報提供や学習機会を提供します								
①広報誌やホームページによる情報提供			●	●			●	●
②多様な考え方への理解を深める機会の提供								
③男女共同参画の視点に配慮した表現の推進								
(2)学校での男女平等教育を推進します								
①小中学校における男女共同参画の教育・学習の推進			●	●			●	●
②キャリア教育の充実								
(3)男女共同参画の視点に立った家庭環境づくりを支援します								
①男性の家事・育児・介護等への参画促進			●	●			●	●
②家庭教育・講座の充実								
(4)関係機関等との連携による人権教育を推進します								
①人権啓発活動の充実や学習機会の提供			●	●			●	●
②人権に関する相談窓口の周知								
③人権擁護委員の活動支援								
II ワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和)と働く環境づくり								
1 働く場における男女平等の推進								
(1)男女の性別に偏らない労働環境づくりを推進します	●			●	●	●	●	
①男女の均等な機会と待遇の確保についての啓発・周知								
(2)ハラスメントのない職場環境づくりを推進します								
①各種ハラスメントの防止啓発				●	●	●	●	
②相談窓口の周知								
(3)自営業等における男女共同参画を推進します				●	●	●	●	
①農業・商工業分野における男女共同参画の推進								
2 ワーク・ライフ・バランスの推進								
(1)ワーク・ライフ・バランスへの理解と職場環境づくりを推進します								
①ワーク・ライフ・バランスの普及啓発				●	●	●	●	
②多様な働き方の普及啓発								
(2)子育て、介護等と仕事が両立できるように支援します								
①子育て支援サービスの充実		●		●	●	●	●	
②家族介護サービスの充実								
3 女性の職業生活における活躍の推進								
(1)起業や就業、再就職を応援します								
①女性の就労、起業等への支援	●			●	●	●	●	
②再就職に向けての支援								
③就労支援に関する情報提供								



① 貧困	③ 健康・福祉・保健	④ 教育	⑤ ジェンダー	⑧ 経済成長と雇用	⑩ 不平等	⑪ 持続可能なまちづくり	⑰ パートナーシップ実施手段

III 参画と協働による地域づくり							
1 政策・方針決定過程への男女共同参画の推進							
(1)審議会等への女性登用率の向上を目指します。			●		●	●	●
①町の各種審議会等への女性の積極的な登用の推進							
(2)あらゆる分野における女性の参画を推進します。							
①事業所等における方針決定の場への女性参画の推進			●		●	●	●
②地域における各種団体等への女性参画の推進							
③女性が活躍している活動団体の育成支援							
④女性を対象とした人材育成講座の開催							
2 地域活動等への男女共同参画の促進							
(1)地域活動における男女共同参画を促進します							
①地域づくり拠点施設を中心とした世代間交流の推進			●		●	●	●
②NPO やボランティア活動に対する支援							
③まちづくりにおける参画の拡大							
(2)女性の視点・ニーズを取り入れた地域防災体制を推進します							
①防災分野における男女共同参画の推進			●		●	●	●
②防災対策における女性の視点の導入							
③消防団活動への女性団員の参画拡大							
IV 安心して暮らせるまちづくり							
1 暴力及び虐待根絶の推進							
(1)暴力及び虐待根絶に向けた意識啓発を推進します		●	●		●	●	
①広報誌やホームページによる情報の提供							
(2)暴力及び虐待に関する相談・支援体制を充実します		●	●		●	●	
①DVの暴力、児童虐待、高齢者虐待等に関する相談窓口の周知							
②DVの暴力、児童虐待、高齢者虐待等の防止や被害者の保護等を支援する関係機関との連携強化							
(3)暴力及び虐待防止に関する学習機会を提供します		●	●		●	●	
①小中学生・保護者・教職員を対象にしたいじめ予防・暴力防止・体罰禁止に関する研修会の実施							
2 多様な性を尊重する意識と健康支援							
(1)性差やライフステージに応じた健康支援を推進します							
①性と生殖に関する健康と権利に関する啓発		●	●		●	●	
②多様な性への理解促進							
③学校における保健教育の推進							
(2)生涯を通じたこころからの健康づくりを支援します							
①こころやからだの健康相談や健康管理の支援		●	●		●	●	
②妊娠、出産、不妊治療等における支援体制の充実							
③スポーツを通じた健康増進の支援							

6 庄内町の現状と課題

■町民幸福度アンケート調査結果より

《参考》町民幸福度アンケート調査の対象者及び回答率 令和元年7～8月実施

調査対象者	町内に居住する20歳以上75歳以下の男女
調査対象者数	2,000人
有効回答率	50.3%(1,005票回答/2,000票送付)

協働・行財政分野

満足度(%)	満足している	どちらといえば満足	どちらとも いえない	どちらかといえば 不満	不満である	不明
男女共同参画	3.1	12.9	70.1	6.7	1.4	5.8
男性	3.6	11.2	72.5	6.9	1.1	4.7
女性	2.8	14.2	68.3	6.6	1.7	6.5

◆満足度：3.10（順位29位/45項目中）

（満足（又は重視）から不満（又は重視せず）までの回答に5～1点を配点し、平均値を算出したもの。）

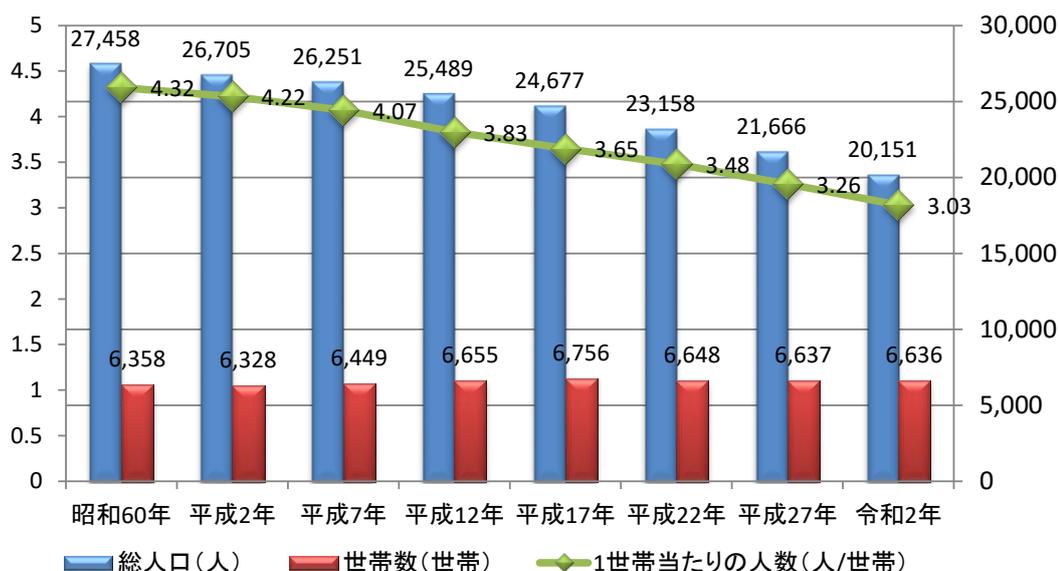
重要度(%)	重視している	やや重視している	どちらとも いえない	あまり重視して いない	重視していない	不明
男女共同参画	10.0	23.9	52.2	4.2	2.5	7.3
男性	8.7	25.5	53.2	4.0	2.9	5.6
女性	11.3	22.5	51.3	4.2	2.2	8.5

◆重要度：3.37（順位37位/45項目中）

◆ニーズ度：0.27（順位30位/45項目中）（重視度から満足度を差し引いた値）

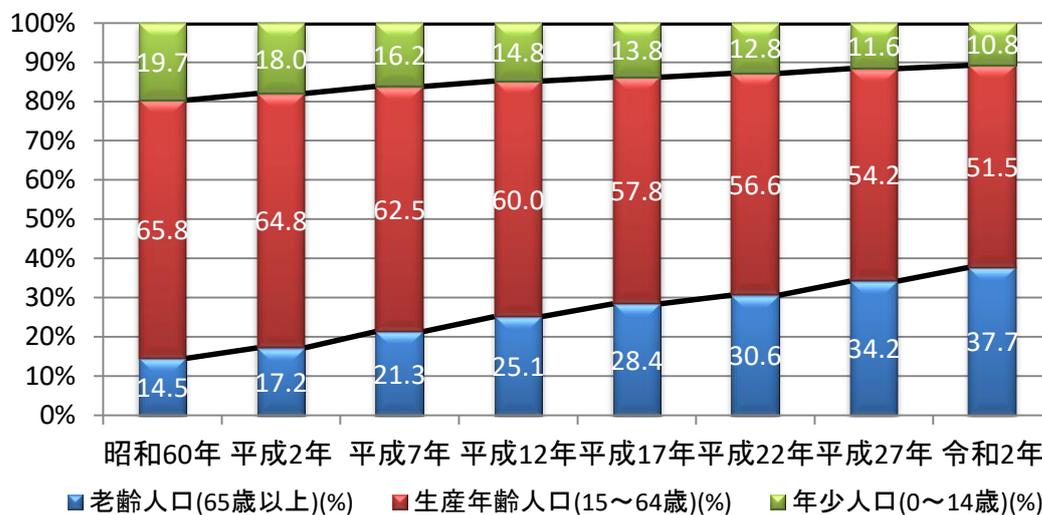
町の協働・行財政分野における男女共同参画に関する町民満足度はまだまだ低い状況である。町全体の施策からみれば、重要度やニーズ度も高いとはいえないが、男女別にみると、男女とも男女共同参画を重視していることから、男女共同参画への意識が高いと思われる。男女共同参画の満足度をあげることで、協働・行財政分野におけるコミュニティ活動や町民参画・協働の満足度の向上にもつなげていきたい。

■人口と世帯数、1世帯当たりの人数の推移（国勢調査：各年10月1日現在）



令和2年に行われた国勢調査の結果において、山形県は1世帯当たりの人数が2.61人で全国第1位となっており、本町は、その数値を上回る3.03人となっています。山形県は3世代同居率も13.9%で全国1位となっていますが、前回より3.9ポイント減少していることから、家族形態の多様化がうかがえます。

■階級別人口の占める割合（国勢調査：各年10月1日現在）



階級別人口を見てみると、少子高齢化により生産年齢人口の減少による労働力不足がうかがえます。

第3次庄内町男女共同参画社会計画（平成29年度～令和3年度）では、4項目の基本目標と19項目の施策の方向を定め、様々な施策を展開してきました。基本目標毎における現状と課題についてまとめました。

基本目標Ⅰ 男女共同参画社会に向けての意識づくり

- (1) 男女共同参画の意識啓発の推進
- (2) 学校における男女平等教育の推進
- (3) 家庭における男女共同参画の視点に立った教育支援の推進
- (4) 関係機関等との連携による人権教育の推進

男性も女性も、ともに責任を分かちあい、一人ひとりがその意欲と能力に応じて様々な分野に参画するには、社会全体において性別による固定した役割分担意識を解消していく必要があります。家庭、職場、学校、地域社会などそれぞれの場面において、一人ひとりができるところから取り組んでいけるよう、男女共同参画社会の形成の重要性を周知し、意識の醸成に取り組んできました。

性別による固定的な役割分担意識の改善は社会全体に浸透してきているものの、まだ、社会通念・慣習・しきたり等において男性が優遇されていると感じる部分も多く残っています。また、家庭内での役割分担についてはまだまだ女性に偏っている状況にあり、今後もあらゆる機会を通じて意識啓発や情報提供を行う必要があります。

◆ピックアップ◆ 町民幸福度アンケート調査結果より

あなたは現在、地域活動をされていますか？

	活動している	活動していない	不明
男性(%)	47.9	49.9	2.2
女性(%)	62.5	35.1	2.4

あなたは現在、ボランティア・NPO・町民活動をされていますか？

	活動している	活動していない	不明
男性(%)	74.9	21.9	3.1
女性(%)	87.8	9.6	2.6

地域での活動や社会貢献活動に参加できると感じますか？

	感じない	あまり感じない	どちらとも いえない	やや感じる	感じる	不明
男性(%)	12.3	18.8	27.3	25.1	14.8	1.8
女性(%)	18.3	23.4	29.4	18.8	8.1	1.7

基本目標Ⅱ ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）と働く環境づくり

- (1) 男女の性別に偏らない労働環境の整備
- (2) ハラスメント防止対策の推進
- (3) 自営業等における男女共同参画の推進
- (4) ワーク・ライフ・バランスについての理解と職場環境づくりの推進
- (5) 仕事と子育てや介護等の両立のための支援
- (6) 就業支援と就業情報の提供

就労を希望する人が性別にかかわらずその能力を発揮し、仕事と生活の調和を取りながら、働きやすい職場環境のもとで男女平等の実現を促進することが求められます。

また、様々なライフプランを選択できるなかにおいて、女性の社会参画が増えることは、経済活動や地域活動の活性化に繋がりますが、家庭における女性の役割は依然として大きく、働く女性にとっては仕事と家庭の両立を図ることは大きな負担となっています。これまでも子育て支援や介護サービスの充実、就労支援、事業所に対する啓発周知、女性の活躍推進に取り組む企業を広報誌等で紹介するなど、ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の両立）の推進に取り組んできました。

価値観の多様性が進む中であって、男女が共に社会に参画し、ワーク・ライフ・バランスを実現していくためには、男性が家事・育児・介護など家庭生活へ積極的に参画していくこと、保育や介護サービスを充実していくこと、健康経営(※)を取り入れた就業環境を整備していくことが必要となります。

(※)健康経営

健康経営は、日本再興戦略、未来投資戦略に位置づけられた「国民の健康寿命の延伸」に関する取り組みの一つ。従業員等の健康管理を経営的な視点で考え、戦略的に実践すること。企業理念に基づき、従業員等への健康投資を行うことは、従業員の活力向上や生産性の向上等の組織の活性化をもたらす、結果的に業績向上や株価向上につながると期待されます。

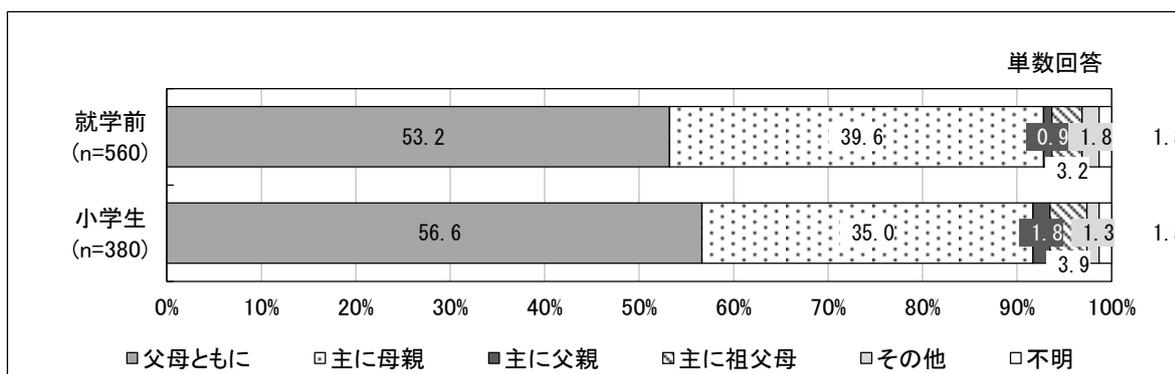
◆ピックアップ◆ 子ども子育て支援事業計画より

《参考》子ども子育て計画のアンケートの対象者及び回答率 平成31年1月～2月実施

	就学前児童調査	就学児童調査
調査対象者	町内在住の就学前の児童の保護者	町内在住の小学校の児童の保護者
調査対象者数	670人	420人
回収数	560件	380件
回収率	83.6%	90.5%

【子育て世代】家庭において子育て(教育を含む)を主に行っている人について(子どもからみた関係)

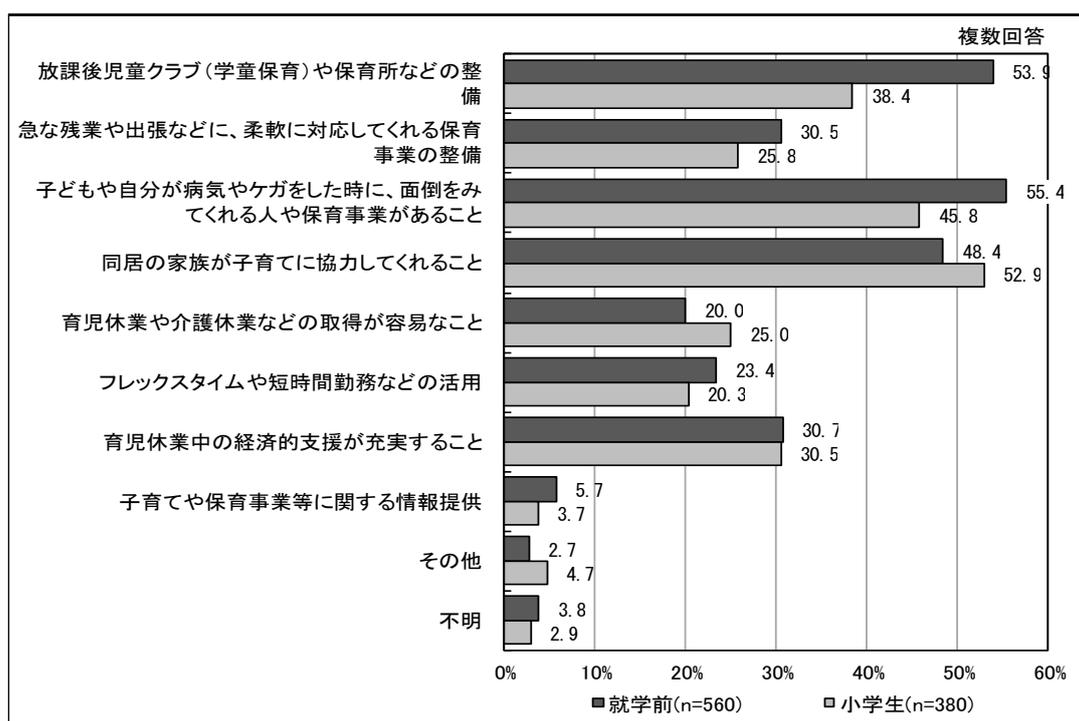
○就学前児童・小学生ともに、概ね「父母ともに」と「主に母親」となっています。



【子育て世代】仕事と家庭を両立するうえで必要だと思うこと

○就学前では、「子どもや自分が病気やケガをした時に、面倒をみてくれる人や保育事業があること」が最も高く、次いで「放課後児童クラブ(学童保育)や保育所などの整備」、「同居の家族が子育てに協力してくれること」となっています。

○小学生では、「同居の家族が子育てに協力してくれること」が最も高く、次いで「子どもや自分が病気やケガをした時に、面倒をみてくれる人や保育事業があること」、「放課後児童クラブ(学童保育)や保育所などの整備」となっています。



基本目標Ⅲ 参画と協働による地域づくり

- (1) 審議会等への女性登用率の向上
- (2) あらゆる分野における女性参画の推進
- (3) 地域における男女共同参画の促進
- (4) 女性の視点・ニーズを取り入れた地域防災体制の促進

活力ある地域を形成するためには、性別に偏ることなく人材を登用し、多様な視点が重要となります。特に政策・方針決定過程への女性の参画はまだ不十分であるため、女性の人材育成講座や意識改革に力を入れてきました。町においては、これまで男性のみで構成されていた審議会等に女性が登用されるようになり、徐々に浸透してきています。

また、災害時における避難所運営への女性の参画、女性や高齢者等に配慮した物資の備蓄などの必要性も認識されるようになってきましたが、まだまだ十分ではありません。さらに充実される必要があります。

地域の課題を解決する場や防災分野などにおいて、男女が共に活動に参加し、主体的に地域社会の一員としてさまざまなニーズに対応する地域づくりのため、地域活動への参画を推進する必要があります。

基本目標Ⅳ 安心して暮らせるまちづくり

- (1) 暴力根絶に向けた意識啓発の推進
- (2) 暴力に関する相談・支援体制の充実
- (3) 暴力防止に関する学習機会の提供
- (4) 性差やライフステージに応じた健康支援の推進
- (5) 生涯を通じたこころとからだの健康づくりの支援

配偶者や恋人等によるドメスティック・バイオレンス(DV)や近年ではSNSなどのインターネット上のコミュニケーションツールの広がりに伴い、暴力の多様化や若年層への被害も増えてきています。また、児童虐待や介護の負担による高齢者・障がい者への虐待など様々な暴力が深刻な社会問題になっていることから、暴力根絶に向けた意識啓発を図るため広報などで相談窓口の周知を図ってきました。暴力の被害者の多くは女性であり、背景には男女の社会的地位や経済力の格差、家制度(※)などの固定的な性別による役割分担意識などが考えられることから、発生の防止や意識啓発、被害者支援に努める必要があります。

また、誰もが生涯にわたり健康で充実した生活を送るためには、互いに身体の機能や特徴について十分に理解を深め、その人の個性として尊重することが重要です。これまでも家庭や学校教育の場で成長段階に応じた性に関する正しい知識についての教育を行ってきましたが、生涯を通して健康管理ができるよう支援していきます。

(※)家制度

明治民法(明治 31 年(1898 年)制定)において家督相続の順位を明文化し、家父長制の家制度が定められた。戦後、日本国憲法の制定に基づき、民法の大改正を通じて、家制度が廃止されたが、今もなお、家父長制の意識が残っている。

7 計画の体系

基本理念

男女が互いに人権を尊重しつつ責任と喜びを分かち合い
いきいきと暮らすことができる社会を目指します。

基本目標	施策の方向	主要な施策
Ⅰ 男女共同参画社会に向けての意識づくり	1 人権を尊重し男女の固定的な役割分担意識の見直し	(1)男女共同参画意識を浸透させるための情報提供や学習機会を提供します。
		(2)学校での男女平等教育を推進します。
		(3)男女共同参画の視点に立った家庭環境づくりを支援します。
		(4)関係機関等との連携による人権教育を推進します。
Ⅱ ワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和)と働く環境づくり	1 働く場における男女平等の推進	(1)男女の性別に偏らない労働環境づくりを推進します。
		(2)ハラスメントのない職場環境づくりを推進します。
		(3)自営業等における男女共同参画を促進します。
	2 ワーク・ライフ・バランスの推進	(1)ワーク・ライフ・バランスへの理解と職場環境づくりを推進します。
		(2)子育て、介護等と仕事が両立できるように支援します。
	3 女性の職業生活における活躍の推進	(1)起業や就業、再就職を応援します。
Ⅲ 参画と協働による地域づくり	1 政策・方針決定過程への男女共同参画の推進	(1)審議会等への女性登用率の向上を目指します。
		(2)あらゆる分野における女性の参画を推進します。
	2 地域活動等への男女共同参画の促進	(1)地域活動における男女共同参画を促進します。
		(2)女性の視点・ニーズを取り入れた地域防災体制を推進します。
Ⅳ 安心して暮らせるまちづくり	1 暴力及び虐待根絶の推進	(1)暴力及び虐待根絶に向けた意識啓発を推進します。
		(2)暴力及び虐待に関する相談・支援体制を充実します。
		(3)暴力及び虐待防止に関する学習機会を提供します。
	2 多様な性を尊重する意識と健康支援	(1)性差やライフステージに応じた健康支援を推進します。
(2)生涯を通じたこころとからだの健康づくりを支援します。		

赤文字=女性活躍推進計画に位置付け 青=DV 対策基本計画に位置付け

第2章 計画の内容

基本目標Ⅰ 男女共同参画社会に向けての意識づくり

男性も女性も、ともに責任を分かちあい、一人ひとりがその意欲と能力に応じて様々な分野に参画するには、アンコンシャス・バイアス(※)や社会全体において性別による固定した役割分担意識(※)を解消していく必要があります。

男女共同参画は「女性が頑張れば実現する」というものではありません。家庭、職場、学校、地域社会などそれぞれの場面において、男女が互いに「協力」していくこと、互いに「理解」していくこと、そして互いに「尊重」し合うことです。性別によって、行動や生き方が制限されてしまうことにより、格差が生じたり、負担の偏在化など直面する課題も増えていきます。そのような課題を把握しつつ、一人ひとりができるところから取り組んでいくように、今後も継続して働きかけていきます。

また、人権意識や男女平等意識を醸成するために、教育や学習は重要な役割を果たすことから、子どもから高齢者まで幅広い世代の方にあらゆる機会を通じて意識啓発や情報提供を行っていきます。

■施策の方向

1 人権を尊重し男女の固定的な役割分担意識の見直し

(※) アンコンシャス・バイアス

無意識の偏ったモノの見方のこと。ほかにも「無意識の思い込み」「無意識の偏見」等と表現されることもある。

(※) 性別による固定した役割分担意識

男女問わず個人の能力等によって役割分担を決めることが適当であるにもかかわらず「男は仕事、女は家庭」「男性は主要な業務、女性は補助的業務」など、男性、女性という性別を理由として役割を固定的に分ける考え方のこと。

施策の方向 1 人権を尊重し男女の固定的な役割分担意識の見直し



(1) 男女共同参画の意識を浸透させるための情報提供や学習機会を提供します

具体的項目		担当課
<p>①広報誌やホームページによる情報提供 男女共同参画の意識の浸透を図るため、男女共同参画週間に合わせた周知や様々な特集を組むなど、定期的に情報提供し、広報・啓発活動に努めます。また、SNS を活用した情報発信にも取り組み、幅広い世代に周知します。</p> <p>②多様な考え方への理解を深める機会の提供 男女共同参画の理解を深めるため、関係機関や団体等と連携を図り、参加しやすい日時や内容などに考慮し、ICT の普及やコロナ禍によるオンラインによる学習を取り入れるなど多様な学習の機会を提供します。 また、家族構成や世代による考え方、価値観の違いの理解を深めるため、異世代の交流を推進します。</p> <p>③男女共同参画の視点に配慮した表現の推進 各種広報や各種情報の発信者が男女共同の視点を持つことで、性別による固定的な役割分担意識や無意識の思い込みの助長が生じないような表現を促します。</p>		企画情報課
取組指標	令和2年度末 現状値	令和8年度末 目標値
男女共同参画に関する啓発事業の実施回数	6回	10回



(2) 学校での男女平等教育を推進します

具体的項目		担当課
<p>①小中学校における男女共同参画の教育・学習の推進 学校教育活動全般において、児童生徒の成長段階に即した男女平等の精神を養い、人権尊重、個性や能力を重視した教育を推進します。 男女混合名簿を使用するなど、男女共同参画の視点に配慮するよう努めます。</p> <p>②キャリア教育の充実 職場体験などを通して、児童生徒一人ひとりが働く意義や目的を理解し、勤労観や職業観を自ら形成できるようにキャリア教育を推進します。また、主体的に進路を選択する能力を育成し、将来への希望や自信、働くことへの意欲を高めます。</p>		教育課



(3) 男女共同参画の視点に立った家庭環境づくりを支援します

具体的項目		担当課
①男性の家事・育児・介護等への参画促進 男性も参加しやすい家事・育児・介護等に関する講座を開催し、男性の家庭生活への参画促進に取り組み、女性に偏っていた負担の軽減を図り、家庭環境づくりを支援します。		社会教育課 保健福祉課 子育て応援課
②家庭教育講座の充実 様々なテーマで、子どもから高齢者までを対象とした講座を開催し、男女平等について考え、家庭において実際行動していくためのきっかけとなる学習の機会の充実を図ります。		
取組指標	令和2年度末 現状値	令和8年度末 目標値
男性の家事参加を促す事業開催回数	4回	3回
マタニティ教室開催回数	5回	6回
男性の育児参加を促す事業開催回数	1回	2回
家庭教育に関する講演会、学習会等の開催回数	6回	25回



(4) 関係機関等との連携による人権教育を推進します

具体的項目		担当課
①人権啓発活動の充実や学習機会の提供 全ての人々が差別されることなく幸せに暮らし、多様な生き方が尊重される社会づくりに努め、人権を尊重する意識が高まるよう継続的に啓発活動を推進します。講演会や講座を開催し、人権について学び考える機会を提供します。		保健福祉課 税務町民課 社会教育課
②人権に関する相談窓口の周知 人権の侵害や不当な差別に悩むことなく、また、一人で抱え込むことがないように、広報誌やホームページにおいて相談窓口の周知を図り、関係機関と連携し、支援体制の充実に努めます。		
③人権擁護委員の活動支援 人権擁護委員の地域に根ざした人権啓発の円滑な推進のために、法務局と連携し活動を支援します。		
取組指標	令和2年度末 現状値	令和8年度末 目標値
認知症サポーター養成講座受講者数	347人	450人

毎年6月23日～29日は「男女共同参画週間」です

「男女共同参画社会基本法」の公布・施行日にあたる平成11年6月23日にちなんで、6月23日から29日までの1週間を「男女共同参画週間」として、男女共同参画社会について理解を深めるための取り組みをしています。

みなさんもはじめてみませんか？

★町民のみなさんの取り組み

- 家庭の中での役割分担はどのようになっていますか？家族みんなで話し合ってみましょう。
- 子どもの成長段階に応じて、自分の身の回りのことは自分でできるよう男女の隔たりなく育てましょう。
- さまざまな講座に参加して、男女共同参画や男女平等、人権について考えてみましょう。
- 「男性だから」「女性だから」という区別をしていませんか？一度振り返ってみましょう。
- 開催してもらいたい講座を積極的に伝えてみよう。

★事業所のみなさんの取り組み

- お茶やコーヒーは自分で入れていますか？女性の役割となっていないか確認してみましょう。
- 県や町で開催する各講座等を活用して、男女共同参画を考えてみませんか。

基本目標Ⅱ ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）と働く環境づくり

◆女性活躍推進計画◆

少子高齢化や生産年齢人口が減少していく中で、就労を希望する人が性別にかかわらずその能力を発揮し、仕事と生活の調和を取りながら、働きやすい職場環境のもとで男女平等の実現を促進することが求められます。

また、様々なライフプランを選択できるなかにおいて、女性の社会参画が増えることは、経済活動や地域活動の活性化に繋がります。しかし、その一方で、家庭での女性の役割は依然として大きく、働く女性にとっては仕事と家庭の両立を図ることは大きな負担となっています。

男女が共に社会に参画し、ワーク・ライフ・バランス（※）を実現していくためには、男性が家事・育児・介護など家庭生活へ積極的に参画していくこと、保育や介護サービスを充実していくこと、労働者の就業条件を整備していくことが必要となります。

また、新型コロナウイルス感染症の影響により、家族責任の偏りから女性への負担が増加するなど、女性の雇用や生活に大きな影響が出ており、平時からの男女共同参画の取組みの重要性が改めて明らかになりました。一方で、テレワークやオンラインなど新しい働き方の可能性が広がっており、多様な働き方についても情報発信しながら、企業の理解を深め、男性も女性も働きやすく、働き続けやすい環境づくりを支援するとともに、普及啓発に努めます。

■施策の方向

- 1 働く場における男女平等の推進
- 2 ワーク・ライフ・バランスの推進
- 3 女性の職業生活における活躍の推進

(※) ワーク・ライフ・バランス

「仕事と生活の調和」と訳され、一人ひとりがやりがいや充実感を持ちながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活などにおいても、子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できること。

施策の方向 1 働く場における男女平等の推進



(1) 男女の性別に偏らない労働環境づくりを推進します

具体的項目	担当課
①男女の均等な機会と待遇の確保についての啓発・周知 男女がともに均等な待遇を受け、安心して働き続けることができる環境とするため、雇用の場を提供する企業や事業所、団体等に対して男女雇用機会均等法の趣旨が浸透するよう啓発を行うとともに、関係機関と連携をして相談窓口の周知を図ります。	商工観光課



(2) ハラスメントのない職場環境づくりを推進します

具体的項目	担当課
①各種ハラスメントの防止啓発 職場における「セクシャルハラスメント」(※)や職場における「妊娠、出産、育児休業等に関するハラスメント」(※)などの各種ハラスメントは、男性・女性を問わず人格や尊厳を傷つけ、周囲の環境も悪化させる行為となるため、防止に向け事業主に対して継続的に普及啓発を図り、研修等の積極的な実施について働きかけていきます。	商工観光課 保健福祉課 企画情報課
②相談窓口の周知 関係機関と連携し、相談窓口及び心の健康相談の周知に努めます。あわせて、SNS やメール、オンライン面談などの多様なコミュニケーションツールを活用した相談体制の整備に努めます。	



(3) 自営業等における男女共同参画を推進します

具体的項目	担当課
①農業・商工業分野における男女共同参画の推進 自営業等において、男性が事業主となり女性が家族従業者となっている場合が多いため、農協や商工会等の関係機関と連携し、女性の経営参画拡大に向けた啓発や情報提供を行います。	商工観光課 農林課 農業委員会

(※) 職場における「セクシャルハラスメント」

職場において行われる、労働者の意に反する性的な言動に対する労働者の対応により、その労働者が労働条件について不利益を受けたり、性的な言動により就業環境が害されることをいう。

(※) 職場における「妊娠、出産、育児休業等に関するハラスメント」

職場において行われる、上司・同僚からの言動（妊娠・出産したこと、育児休業等の利用に関する言動）により、妊娠・出産した女性労働者や育児休業等を申出・取得した男女労働者の就業環境が害されることをいう。

職場におけるハラスメント防止対策が強化されています！

2020年6月1日より、職場におけるハラスメント防止対策が強化されています。

【事業主の責務】

- 職場におけるパワーハラスメントを行ってはならないこと等これに起因する問題に対する労働者の関心と理解を深めること。
- その雇用する労働者が他の労働者に対する言動に必要な注意を払うよう研修を実施する等、必要な配慮を行うこと。
- 事業主自身がハラスメント問題に関する関心と理解を深め、労働者に対する言動に必要な注意を払うこと。

【労働者の責務】

- ハラスメント問題に関する関心と理解を深め、他の労働者に対する言動に注意を払うこと。
- 事業主の講ずる雇用管理上の措置に協力すること。



(1) ワーク・ライフ・バランスへの理解と職場環境づくりを推進します

具体的項目		担当課
<p>①ワーク・ライフ・バランスの普及啓発 一人ひとりが、多様な生き方や喜びに満ちた生活を送るためには、仕事と家庭、地域活動などをバランスよく過ごすことが理想です。そのために、特に仕事中心の生き方や、長時間労働などの働き方を見直し、家庭に関わる意識の改革を図ります。 ワーク・ライフ・バランス実現への理解が深まるよう広く広報するとともに、事業所に対しては、働きやすい、働き続けたい職場環境づくりを関係機関と連携し推進します。</p> <p>②多様な働き方の普及啓発 男女がともに家事、育児、介護などに参加するためには、休暇制度やテレワーク、リモートワークなど多様な働き方の充実が求められます。育児・介護休暇、時間休暇、短時間勤務など様々なライフスタイルに対応できる職場環境の整備に向け、事業所に対して周知徹底します。</p>		商工観光課 企画情報課
取組指標	令和2年度末 現状値	令和8年度末 目標値
やまがたイクボス ^(※) 同盟参加企業・団体数	5 事業所	10 事業所

(※) イクボス

部下のワーク・ライフ・バランスを考え、その人のキャリアと人生を応援しながら、組織の業績と結果を出し、自らも仕事と私生活を楽しむことができる経営者や上司のこと。

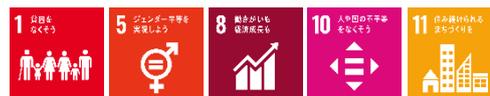


(2) 子育て、介護等と仕事が両立できるよう支援します

具体的項目		担当課
<p>①子育て支援サービスの充実 育児をしながらも保護者が安心して就労できるように、保育施設等入所待機児童ゼロを継続し、延長保育や病児・病後児保育の充実、子どもたちの放課後の安全な場所の確保など働く子育て世代の保育ニーズに対応したサービスの提供と支援を行います。</p> <p>②家族介護サービスの充実 家族に介護（支援）が必要な人がいる場合でも安心して就労できるように、相談支援体制の充実を図り、家族介護者同士の研修会や情報交換会を開催し、認知症カフェなどの気軽に集える場の提供を行います。</p>		子育て応援課 教育課 保健福祉課
取組指標	令和2年度末 現状値	令和8年度末 目標値
病児保育施設の利用児童数	—	600人
学童保育所の利用児童数	287人	300人
家族介護交流会参加人数	18人	36人
家族介護支援事業開催数	1回	2回
認知症カフェ（※）開催数	8回	12回

(※) 認知症カフェ

認知症の方やその家族の方、地域の方などがお茶を飲みながら団らんや情報交換などをする集いの場。



(1) 起業や就業、再就職を応援します

具体的項目	担当課
<p>①女性の就労、起業等への支援 就労や起業等を希望する女性に対して、関係機関と連携をして講座の開催や助言支援などの相談の機会を提供します。</p> <p>②再就職に向けての支援 子育てや介護等により離職した女性に対して、ブランクの不安を解消し、再就職に結びつく技能習得講座の実施や就労相談等を関係機関と連携して実施します。</p> <p>③就労支援に関する情報提供 雇用産業活性化支援員による相談支援体制を継続し、関係機関との連携のもと、求人情報の提供や広告掲載等により就業に関する各種情報を提供します。</p>	<p>商工観光課</p>

みなさんもはじめてみませんか？

★市民のみなさんの取組み

- ・仕事に対する意欲ややりがいを持ちつつ、家庭やプライベート等の時間をもてるライフスタイルを考えてみましょう。
- ・長時間労働を緩和するために自ら改善できることはないか考えてみましょう。
- ・男性や家族が家事・育児・介護等に積極的に参加して、女性が働きやすい環境をサポートしましょう。

★事業所のみなさんの取組み

- ・男性と女性の待遇に違いなどがなければ見直してみましょう。
- ・みんなが安心して育児や介護のための休暇が取れる職場環境をつくりましょう。
- ・ワーク・ライフ・バランスについて、意見交換をしてみましょう。
- ・ハラスメントの防止に取り組み、事業所内の相談体制を整えましょう。

基本目標Ⅲ 参画と協働による地域づくり

活力ある地域を形成するためには、性別に偏ることなく多様な人材を登用し、多様な視点が重要となります。

しかし、政策・方針決定過程への女性の参画はまだ不十分であるため、実効性のあるポジティブ・アクション（積極的改善措置）^(※) について理解を求め、意思決定の場に女性の視点や考えが活かせるような取り組みを推進します。

また、大規模災害が各地で頻発している中、災害時における避難所運営への女性の参画、女性や高齢者等に配慮した物資の備蓄など、様々な避難者のニーズや課題を把握するため、男女共同参画の視点が重要視されるようになりました。

さまざまな立場の人に対してきめ細かな対応ができるよう、防災対策についてはその検討段階から、多様な声が反映されるような工夫が必要となります。

少子高齢化や人口減少が進むなか、地域づくり・まちづくりの担い手として自治会や活動団体は、地域の課題解決や防災対策の充実など、様々なニーズに対応することが求められます。そのためには、男女が共に活動に参加し、主体的に地域社会の一員として活躍することが重要であるため、地域活動への支援を推進します。

■ 施策の方向

- 1 政策・方針決定過程への男女共同参画の推進
- 2 地域活動等への男女共同参画の促進

(※) ポジティブ・アクション（積極的改善措置）

男女が社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における男女間の参画機会の格差を改善するため、必要な範囲において、男女のいずれか一方に対して参画の機会を積極的に提供すること。



(1) 審議会等への女性登用率の向上を目指します

具体的項目		担当課
<p>①町の各種審議会等への女性の積極的な登用の推進</p> <p>女性の視点、発想が施策や方針決定に反映されるよう、審議会等への女性の登用を推進します。特に、女性委員の参画がない審議会等を解消するため、積極的に働きかけます。</p> <p>参画と協働の観点から、選定にあたっては公募枠の設定や拡大、代表者に限定しない適任者の推薦などを依頼し、女性の参画拡大を図ります。</p> <p>また、女性模擬議会など、女性が参加しやすく、政策等に興味を持てるような取り組みを推進します。</p>		企画情報課
取組指標	令和2年度末 現状値	令和8年度末 目標値
審議会等における女性の登用率	23.7%	30.0%



(2) あらゆる分野における女性参画を推進します

具体的項目		担当課
<p>①事業所等における方針決定の場への女性参画の推進 事業所等に対して、性別に偏らない参画の機会について理解を求め、女性の視点が組織の中で十分に活かされるよう女性の管理職への積極的な登用を働きかけます。</p> <p>②地域における各種団体等への女性参画の推進 自治会やPTA 活動などの身近な地域活動において、男性と女性のそれぞれの立場からの視点を活かした活動ができるように働きかけを行うとともに、各種団体等の女性比率向上を目指します。</p> <p>③女性が活躍している活動団体の育成支援 女性が活躍している団体同士の交流会や研修等を通して、ネットワークづくりの推進を行うとともに、活動に参加したい方へ情報を提供します。</p> <p>④女性を対象とした人材育成講座の開催 女性が自らの意志によって社会活動等に参画するための力やスキルを身につける学習の機会を提供します。また、リーダーとして活躍できる人材を育成するため、女性模擬議会や講座等を開催するなどして、女性参画の機会を推進します。</p>		商工観光課 農林課 保健福祉課 社会教育課 企画情報課
取組指標	令和2年度 現状値	令和8年度末 目標値
女性活動団体相互の交流会や研修会の開催回数	1回	2回
女性を対象とした人材育成講座の開催回数	4回	6回



(1) 地域における男女共同参画を促進します

具体的項目		担当課
<p>①地域づくり拠点施設を中心とした世代間交流の推進 地域づくり拠点施設が連携しながら特色ある講座を開催し、世代間交流などを通して地域に受け継がれてきた知恵や経験を伝え、地域の活性化が図られるように支援します。</p> <p>②NPO やボランティア活動に対する支援 NPO やボランティア活動に関わる情報提供を行うとともに、活動支援として広報誌掲載や活動場所の利用協力を行います。</p> <p>③まちづくりにおける参画の拡大 多様な価値観や意見を行政や政策に反映できるように、町民の参画と協働によるまちづくりを推進し、地域活動がより活発なものになるよう支援します。</p>		社会教育課 企画情報課
取組指標	令和2年度末 現状値	令和8年度末 目標値
ボランティア向け養成講座の開催回数	0回	4回

※「ボランティア向け養成講座」は、新型コロナウイルスの影響により開催していません。

(2) 女性の視点・ニーズを取り入れた地域防災体制を促進します

具体的項目		担当課
<p>①防災分野における男女共同参画の推進 地域防災計画や防災に関するさまざまな施策等に対して、女性の視点で防災を考える懇話会などによる女性の意見が反映される体制づくりや地域防災の女性リーダーの育成について支援を行います。</p> <p>②防災対策における女性の視点の導入 災害発生時において、女性に配慮した専用スペースの確保や各種物資の提供など避難所の運営や設営における女性の視点が重要となることから、地域防災活動への女性の参画を推進します。</p> <p>③消防団活動への女性団員の参画拡大 消防団活動における防火意識の向上・啓発を充実させるため、女性消防団員の加入と更なる参画の拡大を推進し、女性の視点を取り入れた活動を充実させるため、各種訓練や研修会等の参加を通して、各団員の防災対応スキルの向上を図ります。</p>		環境防災課
取組指標	令和2年度末 現状値	令和8年度末 目標値
自主防災活動等の女性の参加率	44%	50%
女性消防団員の人数	10人	15人

みなさんもはじめてみませんか？

★町民のみなさんの取組み

- 女性も町の各種審議会の委員となって、女性の視点から行政の取り組みを考えてみましょう。
- パブリックコメントなどの制度を活用し、町政に参画しましょう。
- 自治会・町内会等の活動やボランティア活動に積極的に参加してみましょう。
- 地域活動において、男女それぞれの意見が反映されているか見直し、役員への女性の参画を進めましょう。
- 地域防災に関心を持ち、自主防災活動に女性の視点による意見が反映されているか確認をしてみましょう。

★事業所のみなさんの取組み

- 女性が意欲的に活躍できる職場環境をつくりましょう。
- 方針決定に参画し、責任を担える女性人材を積極的に育成しましょう。

基本目標Ⅳ 安心して暮らせるまちづくり

配偶者や恋人等によるドメスティック・バイオレンス（DV）（※）や近年ではSNSなどのインターネット上のコミュニケーションツールの広がりに伴い、暴力の多様化や若年層への被害も増えてきています。また、児童虐待や介護の負担による高齢者・障がい者への虐待など様々な暴力が深刻な社会問題になっていますが、誰に対しても、どんな場合であっても決して許されるものではありません。

暴力の被害者は男性の場合もありますが、その多くは女性であり、背景には男女の社会的地位や経済力の格差、固定的な性別による役割分担意識などが考えられ、男女共同参画社会の実現に向けて克服しなければならない大きな課題です。また、新型コロナウイルス感染症に起因する生活不安やストレスによるDVの深刻化が懸念される中、非常時にこそ周囲が気づくことができ、被害者が相談しやすく、迅速に対応できるよう、発生の防止や意識啓発、被害者支援に努める必要があります。

誰もが生涯にわたり健康で充実した生活を送るためには、互いに身体の機能や特徴について十分に理解を深めることが重要です。家庭や学校教育の場で成長段階に応じた性に関する正しい知識についての教育を行うとともに、思春期、妊娠・出産期、更年期、高齢期等のライフステージに応じて、生涯を通して健康管理ができるよう支援していきます。

■施策の方向

- 1 暴力及び虐待根絶の推進
- 2 多様な性を尊重する意識と健康支援

（※）ドメスティック・バイオレンス（DV）

配偶者や恋人などの親密な関係にある相手から暴力のこと。殴ったり蹴るなどの身体的暴力、脅したり無視するなどの精神的暴力、性行為や中絶を強要するなどの性的暴力、生活費を渡さないなどの経済的暴力、人との付き合いを制限したり電話やメールをチェックするなどの社会的暴力などがあります。



(1) 暴力及び虐待根絶に向けた意識啓発を推進します

具体的項目		担当課
①広報誌やホームページによる情報の提供 あらゆる暴力及び虐待は、人権を著しく侵害するものであるため、暴力及び虐待防止に関する意識醸成を図り、安心して生活できるよう、関係機関と連携をして意識啓発を推進します。		企画情報課 保健福祉課 教育課
取組指標	令和2年度末 現状値	令和8年度末 目標値
DVの暴力、児童虐待、高齢者虐待等の防止に関する啓発活動の実施回数	2回	3回



(2) 暴力及び虐待に関する相談・支援体制を充実します

具体的項目		担当課
①DVの暴力、児童虐待、高齢者虐待等に関する相談窓口の周知 暴力被害者にとって、町は第一的な相談機関として最も身近な相談窓口であるため周知の徹底を図り、国や県が設置している相談窓口についても積極的に情報提供をします。		保健福祉課 企画情報課 子育て応援課 教育課 税務町民課
②DVの暴力、児童虐待、高齢者虐待等の防止や被害者の保護等を支援する関係機関との連携強化 暴力及び虐待の被害者のプライバシーに配慮しながら、町の関係各課と連携を密にし、県やその他の関係機関と連携を図り、相談・支援体制を強化します。		



(3) 暴力及び虐待防止等に関する学習機会を提供します

具体的項目		担当課
①小中学生・保護者・教職員を対象にした、いじめ予防・暴力防止・体罰禁止に関する研修会の実施 暴力及び虐待の防止等に対する意識醸成のためには、子どもの頃からいじめや暴力を許さない心を育てることが重要になります。そのため、小中学生・保護者・教職員を対象にした研修会を実施します。		教育課



(1) 性差やライフステージに応じた健康支援を推進します

具体的項目	担当課
<p>①性と生殖に関する健康と権利（※）に関する啓発 男女が互いの性を理解・尊重し、女性が生涯を通じて生命の安全や健康を自己管理する意識を養い、妊娠・出産などについて自己決定ができるように情報提供を行い、相談に応じます。</p> <p>②多様な性への理解促進 多様な性への理解促進を図るため、人権を尊重する意識を醸成する教育を推進するとともに、関係機関の取組みの情報収集に努め、町民に対する情報提供を行います。</p> <p>③学校における保健教育の推進 児童生徒の成長段階に応じて、男女がその健康状態や性差に応じて適切に自己管理ができるよう健康教育や性教育を推進します。 性行動による低年齢の妊娠や性感染症は、次世代への影響を及ぼしかねない問題であり、また、喫煙・飲酒・薬物なども健康に影響を及ぼすことから、正しい知識を広く普及し、総合的な対策を講じて対応します。</p>	<p>保健福祉課 教育課</p>

(※) 性と生殖に関する健康と権利（リプロダクティブ・ヘルズ/ライツ）

1994年にカイロで開催された国際人口・開発会議において提唱された概念で、今日、女性の人権の重要な一つとして認識されるに至っています。リプロダクティブ・ヘルズ/ライツの中心課題には、いつ何人子どもを産むか産まないかを選ぶ自由、安全で満足のいく性生活、安全な妊娠・出産、子どもが健康に生まれ育つことなどが含まれており、また、思春期や更年期における健康上の問題等生涯を通じての性と生殖に関する課題が幅広く議論されています。

性的指向とは、どのような性別の人を好きになるか、ということです。これは自分の意志で選び取るというより、多くの場合思春期の頃に「気付く」ものです。

性自認（性の自己認識）とは、自分の性をどのように認識しているのか、ということです。「心の性」と言われることもあります。多くの人は「身体の性」と「心の性」が一致していますが、「身体の性」と「心の性」が一致せず、自身の身体に違和感を持つ人たちもいます。

誰もが自分の性的指向・性自認が尊重され、自分らしくいきることのできる社会の実現のため、職場や学校でできること、地域でできること、何があるか考えてみませんか？



(2) 生涯を通じたところとからだの健康づくりを支援します

具体的項目		担当課
<p>①ところやからだの健康相談や健康管理の支援</p> <p>ところやからだの健康に不安のある方の身近な相談機関としての周知と相談状況に応じて関係機関と連携を図り、相談体制の充実を図ります。</p> <p>心のサポーター養成講座等のところの健康づくり事業を通して、悩みや不安を抱える方に寄り添う身近な支援者を増やしながら、相談しやすい環境づくりに努め、自殺予防の支援を行います。</p> <p>健康チャレンジ事業を通して、生活習慣の改善を行い、生涯を通じた健康づくりの支援を行います。</p> <p>健康寿命を延ばすため、いきいき百歳体操を行う団体の支援を行い、地域住民とかかわりを持てる介護予防の場をつくります。</p>		保健福祉課 社会教育課
<p>②妊娠、出産、不妊治療等における支援体制の充実</p> <p>女性が安心して子どもを産み育てられるよう、妊娠・出産に関する正しい知識の普及啓発を行うとともに、健康診査や相談など実施し、健康支援に取り組みます。</p> <p>身体的・精神的に負担が大きい不妊治療については、特定不妊治療費の一部を助成し、経済的負担の軽減を図ります。</p>		
<p>③スポーツを通じた健康増進の支援</p> <p>生涯にわたり、地域でいつでもスポーツや健康増進に取り組むことができるように、総合型スポーツクラブと連携し、町内のスポーツ施設を活用したスポーツ教室やイベントを開催します。</p> <p>健康な身体づくりを支援するため、積極的に情報発信を行い、誰もが参画しやすく、親しめる場の環境を整えるとともに、スポーツ活動を通して健康増進を支援します。</p>		
取組指標	令和2年度末 現状値	令和8年度末 目標値
心のサポーター養成講座受講者数	1,501人	1,600人
いきいき百歳体操団体数	21団体	30団体
各種スポーツ教室やスポーツ関連イベントの開催回数	126回	160回

毎年11月12日～25日は「女性に対する暴力をなくす運動」期間です

配偶者等からの暴力、性犯罪、売買春、セクシュアル・ハラスメント、ストーカー行為などの女性に対する暴力は、女性の人権を侵害するものです。この運動期間を契機に、女性に対する暴力について考え、暴力のない社会づくりをすすめるため、みんなで心がけていきましょう。

みなさんもはじめてみませんか？

★町民のみなさんの取組み

- ・一人ひとりがDVについて理解し、重大な人権侵害であると認識して絶対に許さないという姿勢を示しましょう。
- ・身近な人がDVの被害を受けている時は、警察や関係機関等に相談することを勧めましょう。
- ・健康管理に心掛け、健診や生活習慣病等の健康講座を積極的に受けましょう。
- ・妊娠や出産に伴う女性特有の身体・心の変化を周囲の人達みんなが理解し、サポートしましょう。
- ・健康第一！を基本に、適度な運動を取り入れ健康な体づくりをしましょう。

★事業所のみなさんの取組み

- ・従業員の体調やメンタルヘルスなど、心身の健康づくり支援に取り組みましょう。
- ・妊娠や出産に伴う女性の体調に配慮した職場環境に心がけましょう。

多様な性について考えてみよう。～性的指向と性自認について～

性的指向とは、どのような性別の人を好きになるか、ということです。これは自分の意志で選び取るというより、多くの場合思春期の頃に「気付く」ものです。

性自認（性の自己認識）とは、自分の性をどのように認識しているのか、ということです。「心の性」と言われることもあります。多くの方は「身体の性」と「心の性」が一致していますが、「身体の性」と「心の性」が一致せず、自身の身体に違和感を持つ人たちもいます。

誰もが自分の性的指向・性自認が尊重され、自分らしくいけることのできる社会の実現のため、職場や学校でできること、地域でできること、何があるか考えてみませんか？

第3章 計画の推進

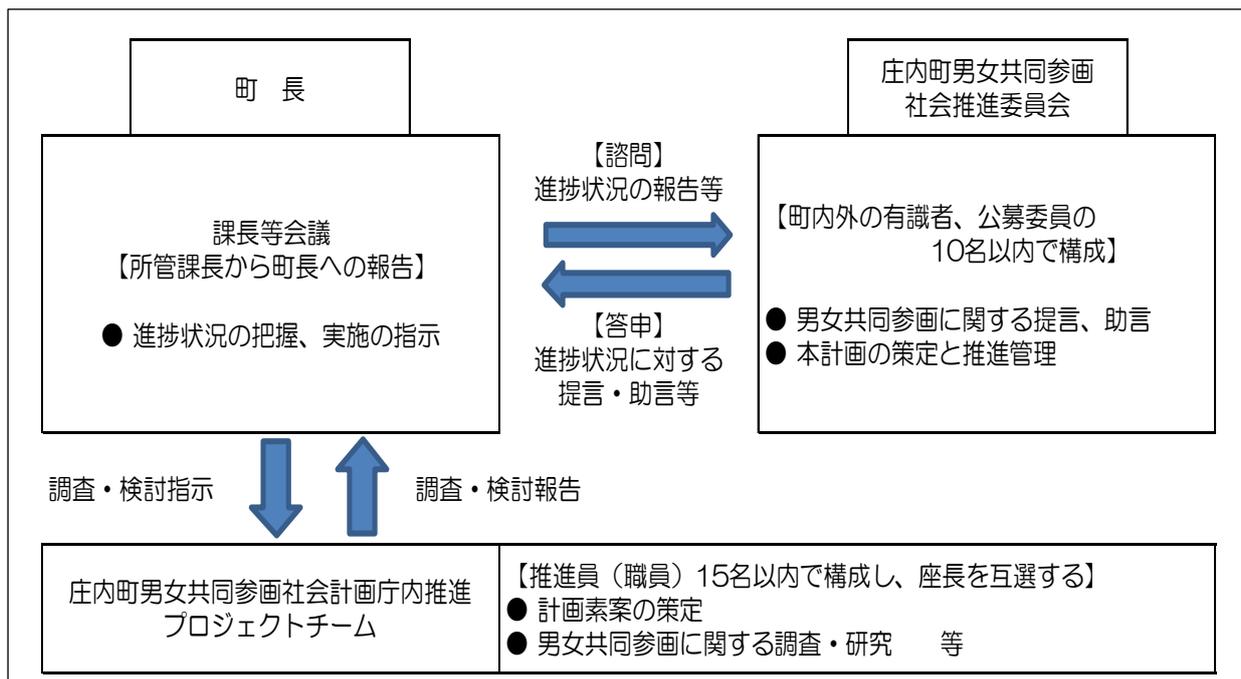
1 計画の推進体制と進捗管理

男女共同参画社会の実現のためには、町民一人ひとりが男女共同参画について理解を深め、家庭や地域、職場等において意識の醸成を図り、自ら主体的に取り組み、実践を積み重ねることが重要です。地域や学校、事業所などの各関係機関においても本計画の趣旨が広く浸透し、連携協力のもと推進していくことが必要となります。

町としても、男女共同参画はあらゆる分野に関わることから、全庁体制で取り組んでいきます。職員自身も男女共同参画に関する理解と共通認識を持ち、日頃から男女共同参画の視点で業務にあたり、計画を推進します。

また、毎年、計画に基づく施策の実施状況や数値目標に対する達成状況を把握、点検し、進捗管理を行います。

庄内町男女共同参画社会推進委員会は、町長の諮問に応じて男女共同参画の推進に関する事項について調査審議し、提言や本計画の推進状況に関する助言を行います。町では、同委員会からの答申を受け、取り組みの改善に努めるとともに施策の効果的な推進を図ります。



2 関係機関等との連携協力

国や県、近隣市町、関係機関や団体等からの情報収集に努め、町民や事業所等に広く周知するとともに、連携を図りながら効果的に事業を実施していきます。

1 男女共同参画社会基本法

平成 11 年 6 月 23 日法律第 78 号

目次

前文

第一章 総則(第一条—第十二条)

第二章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策(第十三条—第二十条)

第三章 男女共同参画会議(第二十一条—第二十八条)

附則

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、男女平等の実現に向けた様々な取組が、国際社会における取組とも連動しつつ、着実に進められてきたが、なお一層の努力が必要とされている。

一方、少子高齢化の進展、国内経済活動の成熟化等我が国の社会経済情勢の急速な変化に対応していく上で、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現は、緊要な課題となっている。

このような状況にかんがみ、男女共同参画社会の実現を二十一世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置付け、社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進を図っていくことが重要である。

ここに、男女共同参画社会の形成についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、将来に向かって国、地方公共団体及び国民の男女共同参画社会の形成に関する取組を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、男女の人権が尊重され、かつ、社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することの緊要性にかんがみ、男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 男女共同参画社会の形成 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成することをいう。

二 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

(男女の人権の尊重)

第三条 男女共同参画社会の形成は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

(社会における制度又は慣行についての配慮)

第四条 男女共同参画社会の形成に当たっては、社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことにより、男女共同参画社会の形成を阻害する要因となるおそれがあることにかんがみ、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮されなければならない。

(政策等の立案及び決定への共同参画)

第五条 男女共同参画社会の形成は、男女が、社会の対等な構成員として、国若しくは地方公共団体

における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。

(家庭生活における活動と他の活動の両立)

第六条 男女共同参画社会の形成は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようにすることを旨として、行われなければならない。

(国際的協調)

第七条 男女共同参画社会の形成の促進が国際社会における取組と密接な関係を有していることにかんがみ、男共同参画社会の形成は、国際的協調の下に行われなければならない。

(国の責務)

第八条 国は、第三条から前条までに定める男女共同参画社会の形成についての基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策(積極的改善措置を含む。以下同じ。)を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第九条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関し、国の施策に準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(国民の責務)

第十条 国民は、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成に寄与するように努めなければならない。

(法制上の措置等)

第十一条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

(年次報告等)

第十二条 政府は、毎年、国会に、男女共同参画社会の形成の状況及び政府が講じた男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての報告を提出しなければならない。

2 政府は、毎年、前項の報告に係る男女共同参画社会の形成の状況を考慮して講じようとする男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を明らかにした文書を作成し、これを国会に提出しなければならない。

第二章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策

(男女共同参画基本計画)

第十三条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な計画(以下「男女共同参画基本計画」という。)を定めなければならない。

2 男女共同参画基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

二 前号に掲げるもののほか、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 内閣総理大臣は、男女共同参画会議の意見を聴いて、男女共同参画基本計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、男女共同参画基本計画を公表しなければならない。

5 前二項の規定は、男女共同参画基本計画の変更について準用する。

(都道府県男女共同参画計画等)

第十四条 都道府県は、男女共同参画基本計画を勘案して、当該都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画(以下「都道府県男女共同参画計画」という。)を定めなければならない。

2 都道府県男女共同参画計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 都道府県の区域において総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

二 前号に掲げるもののほか、都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市町村は、男女共同参画基本計画及び都道府県男女共同参画計画を勘案して、当該市町村の区域

における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画(以下「市町村男女共同参画計画」という。)を定めるように努めなければならない。

4 都道府県又は市町村は、都道府県男女共同参画計画又は市町村男女共同参画計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(施策の策定等に当たっての配慮)

第十五条 国及び地方公共団体は、男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画社会の形成に配慮しなければならない。

(国民の理解を深めるための措置)

第十六条 国及び地方公共団体は、広報活動等を通じて、基本理念に関する国民の理解を深めるよう適切な措置を講じなければならない。

(苦情の処理等)

第十七条 国は、政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策又は男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情の処理のために必要な措置及び性別による差別的取扱いその他の男女共同参画社会の形成を阻害する要因によって人権が侵害された場合における被害者の救済を図るために必要な措置を講じなければならない。

(調査研究)

第十八条 国は、社会における制度又は慣行が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響に関する調査研究その他の男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の策定に必要な調査研究を推進するように努めるものとする。

(国際的協調のための措置)

第十九条 国は、男女共同参画社会の形成を国際的協調の下に促進するため、外国政府又は国際機関との情報の交換その他男女共同参画社会の形成に関する国際的な相互協力の円滑な推進を図るために必要な措置を講ずるように努めるものとする。

(地方公共団体及び民間の団体に対する支援)

第二十条 国は、地方公共団体が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策及び民間の団体が男女共同参画社会の形成の促進に関して行う活動を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるように努めるものとする。

第三章 男女共同参画会議

(設置)

第二十一条 内閣府に、男女共同参画会議(以下「会議」という。)を置く。

(所掌事務)

第二十二条 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 男女共同参画基本計画に関し、第十三条第三項に規定する事項を処理すること。
- 二 前号に掲げるもののほか、内閣総理大臣又は関係各大臣の諮問に応じ、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な方針、基本的な政策及び重要事項を調査審議すること。
- 三 前二号に規定する事項に関し、調査審議し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。
- 四 政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の実施状況を監視し、及び政府の施策が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響を調査し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

(組織)

第二十三条 会議は、議長及び議員二十四人以内をもって組織する。

(議長)

第二十四条 議長は、内閣官房長官をもって充てる。

2 議長は、会務を総理する。

(議員)

第二十五条 議員は、次に掲げる者をもって充てる。

- 一 内閣官房長官以外の国务大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者
 - 二 男女共同参画社会の形成に関し優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する者
- 2 前項第二号の議員の数は、同項に規定する議員の総数の十分の五未満であってはならない。
 - 3 第一項第二号の議員のうち、男女のいずれか一方の議員の数は、同号に規定する議員の総数の十分の四未満であってはならない。
 - 4 第一項第二号の議員は、非常勤とする。

(議員の任期)

第二十六条 前条第一項第二号の議員の任期は、二年とする。ただし、補欠の議員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前条第一項第二号の議員は、再任されることができる。

(資料提出の要求等)

第二十七条 会議は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、監視又は調査に必要な資料その他の資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

2 会議は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

(政令への委任)

第二十八条 この章に定めるもののほか、会議の組織及び議員その他の職員その他会議に関し必要な事項は、政令で定める。

附 則 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

(男女共同参画審議会設置法の廃止)

第二条 男女共同参画審議会設置法(平成九年法律第七号)は、廃止する。

(経過措置)

第三条 前条の規定による廃止前の男女共同参画審議会設置法(以下「旧審議会設置法」という。)第一条の規定により置かれた男女共同参画審議会は、第二十一条第一項の規定により置かれた審議会となり、同一性をもって存続するものとする。

2 この法律の施行の際現に旧審議会設置法第四条第一項の規定により任命された男女共同参画審議会の委員である者は、この法律の施行の日に、第二十三条第一項の規定により、審議会の委員として任命されたものとみなす。この場合において、その任命されたものとみなされる者の任期は、同条第二項の規定にかかわらず、同日における旧審議会設置法第四条第二項の規定により任命された男女共同参画審議会の委員としての任期の残任期間と同一の期間とする。

3 この法律の施行の際現に旧審議会設置法第五条第一項の規定により定められた男女共同参画審議会の会長である者又は同条第三項の規定により指名された委員である者は、それぞれ、この法律の施行の日に、第二十四条第一項の規定により審議会の会長として定められ、又は同条第三項の規定により審議会の会長の職務を代理する委員として指名されたものとみなす。

附 則 (平成十一年七月一六日法律第一〇二号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、内閣法の一部を改正する法律(平成十一年法律第八十八号)の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 略

二 附則第十条第一項及び第五項、第十四条第三項、第二十三条、第二十八条並びに第三十条の規定
公布の日

(委員等の任期に関する経過措置)

第二十八条 この法律の施行の日の前日において次に掲げる従前の審議会その他の機関の会長、委員その他の職員である者(任期の定めのない者を除く。)の任期は、当該会長、委員その他の職員の任期を定めたそれぞれの法律の規定にかかわらず、その日に満了する。

一から十まで 略

十一 男女共同参画審議会

(別に定める経過措置)

第三十条 第二条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要となる経過措置は、別に法律で定める。

附 則 (平成十一年十二月二十二日法律第百六十号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律(第二条及び第三条を除く)は、平成十三年一月六日から施行する。

(以下略)

2 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律

平成13年4月13日法律第31号

最終改正：平成26年4月23日法律第28号

目次

前文

第一章 総則(第一条・第二条)

第一章の二 基本方針及び都道府県基本計画等(第二条の二・第二条の三)

第二章 配偶者暴力相談支援センター等(第三条—第五条)

第三章 被害者の保護(第六条—第九条の二)

第四章 保護命令(第十条—第二十二條)

第五章 雑則(第二十三条—第二十八条)

第五章の二 補則(第二十八条の二)

第六章 罰則(第二十九条・第三十条)

附則

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、人権の擁護と男女平等の実現に向けた取組が行われている。

ところが、配偶者からの暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であるにもかかわらず、被害者の救済が必ずしも十分に行われてこなかった。また、配偶者からの暴力の被害者は、多くの場合女性であり、経済的自立が困難である女性に対して配偶者が暴力を加えることは、個人の尊厳を害し、男女平等の実現の妨げとなっている。

このような状況を改善し、人権の擁護と男女平等の実現を図るためには、配偶者からの暴力を防止し、被害者を保護するための施策を講ずることが必要である。このことは、女性に対する暴力を根絶しようと努めている国際社会における取組にも沿うものである。

ここに、配偶者からの暴力に係る通報、相談、保護、自立支援等の体制を整備することにより、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るため、この法律を制定する。

第一章 総則

(定義)

第一条 この法律において「配偶者からの暴力」とは、配偶者からの身体に対する暴力(身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすものをいう。以下同じ。)又はこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動(以下この項及び第二十八条の二において「身体に対する暴力等」と総称する。)をいい、配偶者からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあつては、当該配偶者であつた者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含むものとする。

2 この法律において「被害者」とは、配偶者からの暴力を受けた者をいう。

3 この法律にいう「配偶者」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含み、「離婚」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にあつた者が、事実上離婚したと同様の事情に入ることを含むものとする。

(国及び地方公共団体の責務)

第二条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力を防止するとともに、被害者の自立を支援することを含め、その適切な保護を図る責務を有する。

第一章の二 基本方針及び都道府県基本計画等

(基本方針)

第二条の二 内閣総理大臣、国家公安委員会、法務大臣及び厚生労働大臣(以下この条及び次条第五項において「主務大臣」という。)は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する基本的な方針(以下この条並びに次条第一項及び第三項において「基本方針」という。)を定めなければならない。

2 基本方針においては、次に掲げる事項につき、次条第一項の都道府県基本計画及び同条第三項の市町村基本計画の指針となるべきものを定めるものとする。

一 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な事項

- 二 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の内容に関する事項
 - 三 その他配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項
 - 3 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議しなければならない。
 - 4 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
(都道府県基本計画等)
- 第二条の三 都道府県は、基本方針に即して、当該都道府県における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画(以下この条において「都道府県基本計画」という。)を定めなければならない。
- 2 都道府県基本計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
 - 一 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本方針
 - 二 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施内容に関する事項
 - 三 その他配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項
 - 3 市町村(特別区を含む。以下同じ。)は、基本方針に即し、かつ、都道府県基本計画を勘案して、当該市町村における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画(以下この条において「市町村基本計画」という。)を定めるよう努めなければならない。
 - 4 都道府県又は市町村は、都道府県基本計画又は市町村基本計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
 - 5 主務大臣は、都道府県又は市町村に対し、都道府県基本計画又は市町村基本計画の作成のために必要な助言その他の援助を行うよう努めなければならない。

第二章 配偶者暴力相談支援センター等

(配偶者暴力相談支援センター)

- 第三条 都道府県は、当該都道府県が設置する婦人相談所その他の適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするものとする。
- 2 市町村は、当該市町村が設置する適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするよう努めるものとする。
 - 3 配偶者暴力相談支援センターは、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のため、次に掲げる業務を行うものとする。
 - 一 被害者に関する各般の問題について、相談に応ずること又は婦人相談員若しくは相談を行う機関を紹介すること。
 - 二 被害者の心身の健康を回復させるため、医学的又は心理学的な指導その他の必要な指導を行うこと。
 - 三 被害者(被害者がその家族を同伴する場合にあっては、被害者及びその同伴する家族。次号、第六号、第五条及び第八条の三において同じ。)の緊急時における安全の確保及び一時保護を行うこと。
 - 四 被害者が自立して生活することを促進するため、就業の促進、住宅の確保、援護等に関する制度の利用等について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。
 - 五 第四章に定める保護命令の制度の利用について、情報の提供、助言、関係機関への連絡その他の援助を行うこと。
 - 六 被害者を居住させ保護する施設の利用について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。
 - 4 前項第三号の一時保護は、婦人相談所が、自ら行い、又は厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行うものとする。
 - 5 配偶者暴力相談支援センターは、その業務を行うに当たっては、必要に応じ、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体との連携に努めるものとする。
(婦人相談員による相談等)
- 第四条 婦人相談員は、被害者の相談に応じ、必要な指導を行うことができる。
(婦人保護施設における保護)
- 第五条 都道府県は、婦人保護施設において被害者の保護を行うことができる。

第三章 被害者の保護

(配偶者からの暴力の発見者による通報等)

- 第六条 配偶者からの暴力(配偶者又は配偶者であった者からの身体に対する暴力に限る。以下この章

において同じ。)を受けている者を発見した者は、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報するよう努めなければならない。

2 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報することができる。この場合において、その者の意思を尊重するよう努めるものとする。

3 刑法(明治四十年法律第四十五号)の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、前二項の規定により通報することを妨げるものと解釈してはならない。

4 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その者に対し、配偶者暴力相談支援センター等の利用について、その有する情報を提供するよう努めなければならない。

(配偶者暴力相談支援センターによる保護についての説明等)

第七条 配偶者暴力相談支援センターは、被害者に関する通報又は相談を受けた場合には、必要に応じ、被害者に対し、第三条第三項の規定により配偶者暴力相談支援センターが行う業務の内容について説明及び助言を行うとともに、必要な保護を受けることを勧奨するものとする。

(警察官による被害の防止)

第八条 警察官は、通報等により配偶者からの暴力が行われていると認めるときは、警察法(昭和二十九年法律第百六十二号)、警察官職務執行法(昭和二十三年法律第百三十六号)その他の法令の定めるところにより、暴力の制止、被害者の保護その他の配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(警察本部長等の援助)

第八条の二 警視總監若しくは道府県警察本部長(道警察本部の所在地を包括する方面を除く方面については、方面本部長。第十五条第三項において同じ。)又は警察署長は、配偶者からの暴力を受けている者から、配偶者からの暴力による被害を自ら防止するための援助を受けたい旨の申出があり、その申出を相当と認めるときは、当該配偶者からの暴力を受けている者に対し、国家公安委員会規則で定めるところにより、当該被害を自ら防止するための措置の教示その他配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な援助を行うものとする。

(福祉事務所による自立支援)

第八条の三 社会福祉法(昭和二十六年法律第四十五号)に定める福祉に関する事務所(次条において「福祉事務所」という。)は、生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)、児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号)、母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和三十九年法律第百二十九号)その他の法令の定めるところにより、被害者の自立を支援するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(被害者の保護のための関係機関の連携協力)

第九条 配偶者暴力相談支援センター、都道府県警察、福祉事務所等都道府県又は市町村の関係機関その他の関係機関は、被害者の保護を行うに当たっては、その適切な保護が行われるよう、相互に連携を図りながら協力するよう努めるものとする。

(苦情の適切かつ迅速な処理)

第九条の二 前条の関係機関は、被害者の保護に係る職員の職務の執行に関して被害者から苦情の申出を受けたときは、適切かつ迅速にこれを処理するよう努めるものとする。

第四章 保護命令

(保護命令)

第十条 被害者(配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫(被害者の生命又は身体に対し害を加える旨を告知してする脅迫をいう。以下この章において同じ。))を受けた者に限る。以下この章において同じ。)が、配偶者からの身体に対する暴力を受けた者である場合にあっては配偶者からの更なる身体に対する暴力(配偶者からの身体に対する暴力を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力。第十二条第一項第二号において同じ。)により、配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた者である場合にあっては配偶者から受ける身体に対する暴力(配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力。同号において同じ。)により、その生命又は身体に重大な危害を受けるおそれ大きいときは、裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者(配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者。以下この条、同項第三号及び第四号並びに第十八条第一項において同

次の各号に掲げる事項を命ずるものとする。ただし、第二号に掲げる事項については、申立ての時において被害者及び当該配偶者が生活の本拠を共にする場合に限る。

一 命令の効力が生じた日から起算して六月間、被害者の住居(当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この号において同じ。)その他の場所において被害者の身辺につきまとい、又は被害者の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないこと。

二 命令の効力が生じた日から起算して二月間、被害者と共に生活の本拠としている住居から退去すること及び当該住居の付近をはいかいしてはならないこと。

2 前項本文に規定する場合において、同項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して六月を経過する日までの間、被害者に対して次の各号に掲げるいずれの行為もしてはならないことを命ずるものとする。

一 面会を要求すること。

二 その行動を監視していると思わせるような事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。

三 著しく粗野又は乱暴な言動をすること。

四 電話をかけて何も告げず、又は緊急やむを得ない場合を除き、連続して、電話をかけ、ファクシミリ装置を用いて送信し、若しくは電子メールを送信すること。

五 緊急やむを得ない場合を除き、午後十時から午前六時までの間に、電話をかけ、ファクシミリ装置を用いて送信し、又は電子メールを送信すること。

六 汚物、動物の死体その他の著しく不快又は嫌悪の情を催させるような物を送付し、又はその知り得る状態に置くこと。

七 その名誉を害する事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。

八 その性的羞恥心やう恥心を害する事項を告げ、若しくはその知り得る状態に置き、又はその性的羞恥心を害する文書、図画その他の物を送付し、若しくはその知り得る状態に置くこと。

3 第一項本文に規定する場合において、被害者がその成年に達しない子(以下この項及び次項並びに第十二条第一項第三号において単に「子」という。)と同居しているときであつて、配偶者が幼年の子を連れ戻すと疑うに足りる言動を行っていることその他の事情があることから被害者がその同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、第一項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して六月を経過する日までの間、当該子の住居(当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。)、就学する学校その他の場所において当該子の身辺につきまとい、又は当該子の住居、就学する学校その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないことを命ずるものとする。ただし、当該子が十五歳以上であるときは、その同意がある場合に限る。

4 第一項本文に規定する場合において、配偶者が被害者の親族その他被害者と社会生活において密接な関係を有する者(被害者と同居している子及び配偶者と同居している者を除く。以下この項及び次項並びに第十二条第一項第四号において「親族等」という。)の住居に押し掛けて著しく粗野又は乱暴な言動を行っていることその他の事情があることから被害者がその親族等に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、第一項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して六月を経過する日までの間、当該親族等の住居(当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。)その他の場所において当該親族等の身辺につきまとい、又は当該親族等の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないことを命ずるものとする。

5 前項の申立ては、当該親族等(被害者の十五歳未満の子を除く。以下この項において同じ。)の同意(当該親族等が十五歳未満の者又は成年被後見人である場合にあっては、その法定代理人の同意)がある場合に限り、することができる。

(管轄裁判所)

第十一条 前条第一項の規定による命令の申立てに係る事件は、相手方の住所(日本国内に住所がないとき又は住所が知れないときは居所)の所在地を管轄する地方裁判所の管轄に属する。

2 前条第一項の規定による命令の申立ては、次の各号に掲げる地を管轄する地方裁判所にもすることができる。

二 当該申立てに係る配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫が行われた地（保護命令の申立て）

第十二条 第十条第一項から第四項までの規定による命令（以下「保護命令」という。）の申立ては、次に掲げる事項を記載した書面で行わなければならない。

- 一 配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた状況
- 二 配偶者からの更なる身体に対する暴力又は配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた後の配偶者から受ける身体に対する暴力により、生命又は身体に重大な危害を受けるおそれ大きいと認めるに足りる申立ての時にける事情
- 三 第十条第三項の規定による命令の申立てをする場合にあっては、被害者が当該同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該命令を発する必要があると認めるに足りる申立ての時にける事情
- 四 第十条第四項の規定による命令の申立てをする場合にあっては、被害者が当該親族等に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該命令を発する必要があると認めるに足りる申立ての時にける事情
- 五 配偶者暴力相談支援センターの職員又は警察職員に対し、前各号に掲げる事項について相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実の有無及びその事実があるときは、次に掲げる事項
 - イ 当該配偶者暴力相談支援センター又は当該警察職員の所属官署の名称
 - ロ 相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時及び場所
 - ハ 相談又は求めた援助若しくは保護の内容
 - ニ 相談又は申立人の求めに対して執られた措置の内容

2 前項の書面（以下「申立書」という。）に同項第五号イからニまでに掲げる事項の記載がない場合には、申立書には、同項第一号から第四号までに掲げる事項についての申立人の供述を記載した書面で公証人法（明治四十一年法律第五十三号）第五十八条ノ二第一項の認証を受けたものを添付しなければならない。

（迅速な裁判）

第十三条 裁判所は、保護命令の申立てに係る事件については、速やかに裁判をするものとする。

（保護命令事件の審理の方法）

第十四条 保護命令は、口頭弁論又は相手方が立ち会うことができる審尋の期日を経なければ、これを発することができない。ただし、その期日を経ることにより保護命令の申立ての目的を達することができない事情があるときは、この限りでない。

2 申立書に第十二条第一項第五号イからニまでに掲げる事項の記載がある場合には、裁判所は、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長に対し、申立人が相談し又は援助若しくは保護を求めた際の状況及びこれに対して執られた措置の内容を記載した書面の提出を求めるものとする。この場合において、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長は、これに速やかに応ずるものとする。

3 裁判所は、必要があると認める場合には、前項の配偶者暴力相談支援センター若しくは所属官署の長又は申立人から相談を受け、若しくは援助若しくは保護を求められた職員に対し、同項の規定により書面の提出を求めた事項に関して更に説明を求めることができる。

（保護命令の申立てについての決定等）

第十五条 保護命令の申立てについての決定には、理由を付さなければならない。ただし、口頭弁論を経ないで決定をする場合には、理由の要旨を示せば足りる。

2 保護命令は、相手方に対する決定書の送達又は相手方が出頭した口頭弁論若しくは審尋の期日における言渡しによって、その効力を生ずる。

3 保護命令を発したときは、裁判所書記官は、速やかにその旨及びその内容を申立人の住所又は居所を管轄する警視總監又は道府県警察本部長に通知するものとする。

4 保護命令を発した場合において、申立人が配偶者暴力相談支援センターの職員に対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実があり、かつ、申立書に当該事実に係る第十二条第一項第五号イからニまでに掲げる事項の記載があるときは、裁判所書記官は、速やかに、保護命令を発した旨及びその内容を、当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センター（当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センターが二以上ある場合にあっては、申立人がその職員に対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時が最も遅い配偶者暴力相談支援センター）の長に通知するものとする。

5 保護命令は、執行力を有しない。

（即時抗告）

第十六条 保護命令の申立てについての裁判に対しては、即時抗告をすることができる。

- 2 前項の即時抗告は、保護命令の効力に影響を及ぼさない。
- 3 即時抗告があった場合において、保護命令の取消しの原因となることが明らかな事情があることにつき疎明があったときに限り、抗告裁判所は、申立てにより、即時抗告についての裁判が効力を生ずるまでの間、保護命令の効力の停止を命ずることができる。事件の記録が原裁判所に存する間は、原裁判所も、この処分を命ずることができる。
- 4 前項の規定により第十条第一項第一号の規定による命令の効力の停止を命ずる場合において、同条第二項から第四項までの規定による命令が発せられているときは、裁判所は、当該命令の効力の停止をも命じなければならない。
- 5 前二項の規定による裁判に対しては、不服を申し立てることができない。
- 6 抗告裁判所が第十条第一項第一号の規定による命令を取り消す場合において、同条第二項から第四項までの規定による命令が発せられているときは、抗告裁判所は、当該命令をも取り消さなければならない。
- 7 前条第四項の規定による通知がされている保護命令について、第三項若しくは第四項の規定によりその効力の停止を命じたとき又は抗告裁判所がこれを取り消したときは、裁判所書記官は、速やかに、その旨及びその内容を当該通知をした配偶者暴力相談支援センターの長に通知するものとする。
- 8 前条第三項の規定は、第三項及び第四項の場合並びに抗告裁判所が保護命令を取り消した場合について準用する。

(保護命令の取消し)

第十七条 保護命令を発した裁判所は、当該保護命令の申立てをした者の申立てがあった場合には、当該保護命令を取り消さなければならない。第十条第一項第一号又は第二項から第四項までの規定による命令にあっては同号の規定による命令が効力を生じた日から起算して三月を経過した後において、同条第一項第二号の規定による命令にあっては当該命令が効力を生じた日から起算して二週間を経過した後において、これらの命令を受けた者が申し立て、当該裁判所がこれらの命令の申立てをした者に異議がないことを確認したときも、同様とする。

- 2 前条第六項の規定は、第十条第一項第一号の規定による命令を発した裁判所が前項の規定により当該命令を取り消す場合について準用する。
- 3 第十五条第三項及び前条第七項の規定は、前二項の場合について準用する。

(第十条第一項第二号の規定による命令の再度の申立て)

第十八条 第十条第一項第二号の規定による命令が発せられた後に当該発せられた命令の申立ての理由となった身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫と同一の事実を理由とする同号の規定による命令の再度の申立てがあったときは、裁判所は、配偶者と共に生活の本拠としている住居から転居しようとする被害者がその責めに帰することのできない事由により当該発せられた命令の効力が生ずる日から起算して二月を経過する日までに当該住居からの転居を完了することができないことその他の同号の規定による命令を再度発する必要があると認めるべき事情があるときに限り、当該命令を発するものとする。ただし、当該命令を発することにより当該配偶者の生活に特に著しい支障を生ずると認めるときは、当該命令を発しないことができる。

- 2 前項の申立てをする場合における第十二条の規定の適用については、同条第一項各号列記以外の部分中「次に掲げる事項」とあるのは「第一号、第二号及び第五号に掲げる事項並びに第十八条第一項本文の事情」と、同項第五号中「前各号に掲げる事項」とあるのは「第一号及び第二号に掲げる事項並びに第十八条第一項本文の事情」と、同条第二項中「同項第一号から第四号までに掲げる事項」とあるのは「同項第一号及び第二号に掲げる事項並びに第十八条第一項本文の事情」とする。

(事件の記録の閲覧等)

第十九条 保護命令に関する手続について、当事者は、裁判所書記官に対し、事件の記録の閲覧若しくは謄写、その正本、謄本若しくは抄本の交付又は事件に関する事項の証明書の交付を請求することができる。ただし、相手方にある場合は、保護命令の申立てに関し口頭弁論若しくは相手方を呼び出す審尋の期日の指定があり、又は相手方に対する保護命令の送達があるまでの間は、この限りでない。

(法務事務官による宣誓認証)

第二十条 法務局若しくは地方法務局又はその支局の管轄区域内に公証人がいない場合又は公証人がその職務を行うことができない場合には、法務大臣は、当該法務局若しくは地方法務局又はその支局に勤務する法務事務官に第十二条第二項(第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の認証を行わせることができる。

(民事訴訟法の準用)

第二十一条 この法律に特別の定めがある場合を除き、保護命令に関する手続に関しては、その性質

に反しない限り、民事訴訟法(平成八年法律第百九号)の規定を準用する。

(最高裁判所規則)

第二十二條 この法律に定めるもののほか、保護命令に関する手続に関し必要な事項は、最高裁判所規則で定める。

第五章 雑則

(職務関係者による配慮等)

第二十三條 配偶者からの暴力に係る被害者の保護、捜査、裁判等に職務上関係のある者(次項において「職務関係者」という。)は、その職務を行うに当たり、被害者の心身の状況、その置かれている環境等を踏まえ、被害者の国籍、障害の有無等を問わずその人権を尊重するとともに、その安全の確保及び秘密の保持に十分な配慮をしなければならない。

2 国及び地方公共団体は、職務関係者に対し、被害者の人権、配偶者からの暴力の特性等に関する理解を深めるために必要な研修及び啓発を行うものとする。

(教育及び啓発)

第二十四條 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止に関する国民の理解を深めるための教育及び啓発に努めるものとする。

(調査研究の推進等)

第二十五條 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に資するため、加害者の更生のための指導の方法、被害者の心身の健康を回復させるための方法等に関する調査研究の推進並びに被害者の保護に係る人材の養成及び資質の向上に努めるものとする。

(民間の団体に対する援助)

第二十六條 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体に対し、必要な援助を行うよう努めるものとする。

(都道府県及び市の支弁)

第二十七條 都道府県は、次の各号に掲げる費用を支弁しなければならない。

一 第三条第三項の規定に基づき同項に掲げる業務を行う婦人相談所の運営に要する費用(次号に掲げる費用を除く。)

二 第三条第三項第三号の規定に基づき婦人相談所が行う一時保護(同条第四項に規定する厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行う場合を含む。)に要する費用

三 第四条の規定に基づき都道府県知事の委嘱する婦人相談員が行う業務に要する費用

四 第五条の規定に基づき都道府県が行う保護(市町村、社会福祉法人その他適当と認める者に委託して行う場合を含む。)及びこれに伴い必要な事務に要する費用

2 市は、第四条の規定に基づきその長の委嘱する婦人相談員が行う業務に要する費用を支弁しなければならない。

(国の負担及び補助)

第二十八條 国は、政令の定めるところにより、都道府県が前条第一項の規定により支弁した費用のうち、同項第一号及び第二号に掲げるものについては、その十分の五を負担するものとする。

2 国は、予算の範囲内において、次の各号に掲げる費用の十分の五以内を補助することができる。

一 都道府県が前条第一項の規定により支弁した費用のうち、同項第三号及び第四号に掲げるもの

二 市が前条第二項の規定により支弁した費用

第五章の二 補則

(この法律の準用)

第二十八條の二 第二条及び第一章の二から前章までの規定は、生活の本拠を共にする交際(婚姻関係における共同生活に類する共同生活を営んでいないものを除く。)をする関係にある相手からの暴力(当該関係にある相手からの身体に対する暴力等をいい、当該関係にある相手からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が当該関係を解消した場合にあっては、当該関係にあった者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含む。)及び当該暴力を受けた者について準用する。この場合において、これらの規定中「配偶者からの暴力」とあるのは「第二十八條の二に規定する関係にある相手からの暴力」と読み替えるほか、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第二条	被害者	被害者(第二十八條の二に規定する関係にある相手からの暴力を受けた者をいう。以下同じ。)
-----	-----	---

第六条第一項	配偶者又は配偶者であった者	同条に規定する関係にある相手又は同条に規定する関係にある相手であった者
第十条第一項から第四項まで、第十一条第二項第二号、第十二条第一項第一号から第四号まで及び第十八条第一項	配偶者	第二十八条の二に規定する関係にある相手
第十条第一項	離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合	第二十八条の二に規定する関係を解消した場合

第六章 罰則

第二十九条 保護命令(前条において読み替えて準用する第十条第一項から第四項までの規定によるものを含む。次条において同じ。)に違反した者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第三十条 第十二条第一項(第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)又は第二十八条の二において読み替えて準用する第十二条第一項(第二十八条の二において準用する第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定により記載すべき事項について虚偽の記載のある申立書により保護命令の申立てをした者は、十万円以下の過料に処する。

附 則 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。ただし、第二章、第六条(配偶者暴力相談支援センターに係る部分に限る。)、第七条、第九条(配偶者暴力相談支援センターに係る部分に限る。)、第二十七条及び第二十八条の規定は、平成十四年四月一日から施行する。

(経過措置)

第二条 平成十四年三月三十一日までに婦人相談所に対し被害者が配偶者からの身体に対する暴力に関して相談し、又は援助若しくは保護を求めた場合における当該被害者からの保護命令の申立てに係る事件に関する第十二条第一項第四号並びに第十四条第二項及び第三項の規定の適用については、これらの規定中「配偶者暴力相談支援センター」とあるのは、「婦人相談所」とする。

(検討)

第三条 この法律の規定については、この法律の施行後三年を目途として、この法律の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

(民事訴訟費用等に関する法律の一部改正)

第四条 民事訴訟費用等に関する法律(昭和四十六年法律第四十号)の一部を次のように改正する。

(次のよう略)

附 則 (平成一六年六月二日法律第六四号)

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

(経過措置)

第二条 この法律の施行前にしたこの法律による改正前の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律(次項において「旧法」という。)第十条の規定による命令の申立てに係る同条の規定による命令に関する事件については、なお従前の例による。

2 旧法第十条第二号の規定による命令が発せられた後に当該命令の申立ての理由となった身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすものと同一の事実を理由とするこの法律による改正後の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律(以下「新法」という。)第十条第一項第二号の規定による命令の申立て(この法律の施行後最初にされるものに限る。)があった場合における新法第十八条第一項の規定の適用については、同項中「二月」とあるのは、「二週間」とする。

(検討)

第三条 新法の規定については、この法律の施行後三年を目途として、新法の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

附 則 (平成一九年七月一日法律第一一三号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

(経過措置)

第二条 この法律の施行前にしたこの法律による改正前の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律第十条の規定による命令の申立てに係る同条の規定による命令に関する事件については、なお従前の例による。

(民事訴訟費用等に関する法律の一部改正)

第三条 民事訴訟費用等に関する法律（昭和四十六年法律第四十号）の一部を次のように改正する。
(次のよう略)

附 則（平成二五年七月三日法律第七二号）抄

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

(銃砲刀剣類所持等取締法の一部改正)

2 銃砲刀剣類所持等取締法（昭和三十三年法律第六号）の一部を次のように改正する。

(次のよう略)

(民事訴訟費用等に関する法律の一部改正)

第三条 民事訴訟費用等に関する法律（昭和四十六年法律第四十号）の一部を次のように改正する。
(次のよう略)

附 則（平成二六年四月二三日法律第二八号）抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十七年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 略

二 第二条並びに附則第三条、第七条から第十条まで、第十二条及び第十五条から第十八条までの規定 平成二十六年十月一日

三 略

(政令への委任)

第十九条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

目次

第一章	総則（第一条—第四条）
第二章	基本方針等（第五条・第六条）
第三章	事業主行動計画等
第一節	事業主行動計画策定指針（第七条）
第二節	一般事業主行動計画（第八条—第十四条）
第三節	特定事業主行動計画（第十五条）
第四節	女性の職業選択に資する情報の公表（第十六条・第十七条）
第四章	女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置（第十八条—第二十五条）
第五章	雑則（第二十六条—第二十八条）
第六章	罰則（第二十九条—第三十四条）
附則	

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、近年、自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性はその個性と能力を十分に発揮して職業生活において活躍すること（以下「女性の職業生活における活躍」という。）が一層重要となっていることに鑑み、男女共同参画社会基本法（平成十一年法律第七十八号）の基本理念にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進について、その基本原則を定め、並びに国、地方公共団体及び事業主の責務を明らかにするとともに、基本方針及び事業主の行動計画の策定、女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置等について定めることにより、女性の職業生活における活躍を迅速かつ重点的に推進し、もって男女の人権が尊重され、かつ、急速な少子高齢化の進展、国民の需要の多様化その他の社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することを目的とする。

（基本原則）

第二条 女性の職業生活における活躍の推進は、職業生活における活躍に係る男女間の格差の実情を踏まえ、自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性に対する採用、教育訓練、昇進、職種及び雇用形態の変更その他の職業生活に関する機会の積極的な提供及びその活用を通じ、かつ、性別による固定的な役割分担等を反映した職場における慣行が女性の職業生活における活躍に対して及ぼす影響に配慮して、その個性と能力が十分に発揮できるようにすることを旨として、行われなければならない。

2 女性の職業生活における活躍の推進は、職業生活を営む女性が結婚、妊娠、出産、育児、介護その他の家庭生活に関する事由によりやむを得ず退職することが多いことその他の家庭生活に関する事由が職業生活に与える影響を踏まえ、家族を構成する男女が、男女の別を問わず、相互の協力と社会の支援の下に、育児、介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たしつつ職業生活における活動を行うために必要な環境の整備等により、男女の職業生活と家庭生活との円滑かつ継続的な両立が可能となることを旨として、行われなければならない。

3 女性の職業生活における活躍の推進に当たっては、女性の職業生活と家庭生活との両立に関し、本人の意思が尊重されるべきものであることに留意されなければならない。

（国及び地方公共団体の責務）

第三条 国及び地方公共団体は、前条に定める女性の職業生活における活躍の推進についての基本原則（次条及び第五条第一項において「基本原則」という。）にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進に関して必要な施策を策定し、及びこれを実施しなければならない。

（事業主の責務）

第四条 事業主は、基本原則にのっとり、その雇用し、又は雇用しようとする女性労働者に対する職業生活に関する機会の積極的な提供、雇用する労働者の職業生活と家庭生活との両立に資する雇用環境の整備その他の女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を自ら実施するよう努めるとともに、国又は地方公共団体が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に協力しなければならない。

第二章 基本方針等

(基本方針)

第五条 政府は、基本原則にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進に関する施策を総合的かつ一体的に実施するため、女性の職業生活における活躍の推進に関する基本方針(以下「基本方針」という。)を定めなければならない。

- 2 基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
 - 一 女性の職業生活における活躍の推進に関する基本的な方向
 - 二 事業主が実施すべき女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する基本的な事項
 - 三 女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に関する次に掲げる事項
 - イ 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置に関する事項
 - ロ 職業生活と家庭生活との両立を図るために必要な環境の整備に関する事項
 - ハ その他女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に関する重要事項
 - 四 前三号に掲げるもののほか、女性の職業生活における活躍を推進するために必要な事項
- 3 内閣総理大臣は、基本方針の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。
- 4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、基本方針を公表しなければならない。
- 5 前二項の規定は、基本方針の変更について準用する。

(都道府県推進計画等)

第六条 都道府県は、基本方針を勘案して、当該都道府県の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画(以下この条において「都道府県推進計画」という。)を定めるよう努めるものとする。

- 2 市町村は、基本方針(都道府県推進計画が定められているときは、基本方針及び都道府県推進計画)を勘案して、当該市町村の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画(次項において「市町村推進計画」という。)を定めるよう努めるものとする。
- 3 都道府県又は市町村は、都道府県推進計画又は市町村推進計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

第三章 事業主行動計画等

第一節 事業主行動計画策定指針

第七条 内閣総理大臣、厚生労働大臣及び総務大臣は、事業主が女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を総合的かつ効果的に実施することができるよう、基本方針に即して、次条第一項に規定する一般事業主行動計画及び第十五条第一項に規定する特定事業主行動計画(次項において「事業主行動計画」と総称する。)の策定に関する指針(以下「事業主行動計画策定指針」という。)を定めなければならない。

- 2 事業主行動計画策定指針においては、次に掲げる事項につき、事業主行動計画の指針となるべきものを定めるものとする。
 - 一 事業主行動計画の策定に関する基本的な事項
 - 二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容に関する事項
 - 三 その他女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する重要事項
- 3 内閣総理大臣、厚生労働大臣及び総務大臣は、事業主行動計画策定指針を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

第二節 一般事業主行動計画

(一般事業主行動計画の策定等)

第八条 国及び地方公共団体以外の事業主(以下「一般事業主」という。)であって、常時雇用する労働者の数が三百人を超えるものは、事業主行動計画策定指針に即して、一般事業主行動計画(一般事業主が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する計画をいう。以下同じ。)を定め、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣に届け出なければならない。これを変更したときも、同様とする。

- 2 一般事業主行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
 - 一 計画期間
 - 二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施により達成しようとする目標
 - 三 実施しようとする女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容及びその実施時期
- 3 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、採用した労働者に占める女性労働者の割合、男女の継続勤務年数の差異、労働時間の状況、管理的地位にある労働者に占める女性労働者の割合その他のその事業

における女性の職業生活における活躍に関する状況を把握し、女性の職業生活における活躍を推進するために改善すべき事情について分析した上で、その結果を勘案して、これを定めなければならない。この場合において、前項第二号の目標については、採用する労働者に占める女性労働者の割合、男女の継続勤務年数の差異の縮小の割合、労働時間、管理的地位にある労働者に占める女性労働者の割合その他の数値を用いて定量的に定めなければならない。

- 4 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更したときは、厚生労働省令で定めるところにより、これを労働者に周知させるための措置を講じなければならない。
- 5 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更したときは、厚生労働省令で定めるところにより、これを公表しなければならない。
- 6 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画に基づく取組を実施するとともに、一般事業主行動計画に定められた目標を達成するよう努めなければならない。
- 7 一般事業主であって、常時雇用する労働者の数が三百人以下のものは、事業主行動計画策定指針に即して、一般事業主行動計画を定め、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣に届け出るよう努めなければならない。これを変更したときも、同様とする。
- 8 第三項の規定は前項に規定する一般事業主が一般事業主行動計画を定め、又は変更しようとする場合について、第四項から第六項までの規定は前項に規定する一般事業主が一般事業主行動計画を定め、又は変更した場合について、それぞれ準用する。

(基準に適合する一般事業主の認定)

第九条 厚生労働大臣は、前条第一項又は第七項の規定による届出をした一般事業主からの申請に基づき、厚生労働省令で定めるところにより、当該事業主について、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関し、当該取組の実施の状況が優良なものであることその他の厚生労働省令で定める基準に適合するものである旨の認定を行うことができる。

(認定一般事業主の表示等)

第十条 前条の認定を受けた一般事業主(次条及び第二十条第一項において「認定一般事業主」という。)は、商品、役務の提供の用に供する物、商品又は役務の広告又は取引に用いる書類若しくは通信その他の厚生労働省令で定めるもの(次項において「商品等」という。)に厚生労働大臣の定める表示を付することができる。

- 2 何人も、前項の規定による場合を除くほか、商品等に同項の表示又はこれと紛らわしい表示を付してはならない。

(認定の取消し)

第十一条 厚生労働大臣は、認定一般事業主が次の各号のいずれかに該当するときは、第九条の認定を取り消すことができる。

- 一 第九条に規定する基準に適合しなくなったと認めるとき。
- 二 この法律又はこの法律に基づく命令に違反したとき。
- 三 不正の手段により第九条の認定を受けたとき。

(委託募集の特例等)

第十二条 承認中小事業主団体の構成員である中小事業主(一般事業主であって、常時雇用する労働者の数が三百人以下のものをいう。以下この項及び次項において同じ。)が、当該承認中小事業主団体をして女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施に関し必要な労働者の募集を行わせようとする場合において、当該承認中小事業主団体が当該募集に従事しようとするときは、職業安定法(昭和二十二年法律第百四十一号)第三十六条第一項及び第三項の規定は、当該構成員である中小事業主については、適用しない。

- 2 この条及び次条において「承認中小事業主団体」とは、事業協同組合、協同組合連合会その他の特別の法律により設立された組合若しくはその連合会であって厚生労働省令で定めるもの又は一般社団法人で中小事業主を直接又は間接の構成員とするもの(厚生労働省令で定める要件に該当するものに限る。)のうち、その構成員である中小事業主に対して女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を実施するための人材確保に関する相談及び援助を行うものであって、その申請に基づいて、厚生労働大臣が、当該相談及び援助を適切に行うための厚生労働省令で定める基準に適合する旨の承認を行ったものをいう。
- 3 厚生労働大臣は、承認中小事業主団体が前項に規定する基準に適合しなくなったと認めるときは、同項の承認を取り消すことができる。
- 4 承認中小事業主団体は、第一項に規定する募集に従事しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、募集時期、募集人員、募集地域その他の労働者の募集に関する事項で厚生労働省令で定めるものを厚生労働大臣に届け出なければならない。
- 5 職業安定法第三十七条第二項の規定は前項の規定による届出があった場合について、同法第五条

の三第一項及び第三項、第五条の四、第三十九条、第四十一条第二項、第四十八条の三、第四十八条の四、第五十条第一項及び第二項並びに第五十一条の二の規定は前項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者について、同法第四十条の規定は同項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者に対する報酬の供与について、同法第五十条第三項及び第四項の規定はこの項において準用する同条第二項に規定する職権を行う場合について、それぞれ準用する。この場合において、同法第三十七条第二項中「労働者の募集を行おうとする者」とあるのは「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律第十二条第四項の規定による届出をして労働者の募集に従事しようとする者」と、同法第四十一条第二項中「当該労働者の募集の業務の廃止を命じ、又は期間」とあるのは「期間」と読み替えるものとする。

6 職業安定法第三十六条第二項及び第四十二条の二の規定の適用については、同法第三十六条第二項中「前項の」とあるのは「被用者以外の者をして労働者の募集に従事させようとする者がその被用者以外の者に与えようとする」と、同法第四十二条の二中「第三十九条に規定する募集受託者」とあるのは「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(平成二十七年法律第六十四号)第十二条第四項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者」とする。

7 厚生労働大臣は、承認中小事業主団体に対し、第二項の相談及び援助の実施状況について報告を求めることができる。

第十三条 公共職業安定所は、前条第四項の規定による届出をして労働者の募集に従事する承認中小事業主団体に対して、雇用情報及び職業に関する調査研究の成果を提供し、かつ、これらに基づき当該募集の内容又は方法について指導することにより、当該募集の効果的かつ適切な実施を図るものとする。

(一般事業主に対する国の援助)

第十四条 国は、第八条第一項若しくは第七項の規定により一般事業主行動計画を策定しようとする一般事業主又はこれらの規定による届出をした一般事業主に対して、一般事業主行動計画の策定、労働者への周知若しくは公表又は一般事業主行動計画に基づく措置が円滑に実施されるように相談その他の援助の実施に努めるものとする。

第三節 特定事業主行動計画

第十五条 国及び地方公共団体の機関、それらの長又はそれらの職員で政令で定めるもの(以下「特定事業主」という。)は、政令で定めるところにより、事業主行動計画策定指針に即して、特定事業主行動計画(特定事業主が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する計画をいう。以下この条において同じ。)を定めなければならない。

2 特定事業主行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 計画期間

二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施により達成しようとする目標

三 実施しようとする女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容及びその実施時期

3 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更しようとするときは、内閣府令で定めるところにより、採用した職員に占める女性職員の割合、男女の継続勤務年数の差異、勤務時間の状況、管理的地位にある職員に占める女性職員の割合その他のその事務及び事業における女性の職業生活における活躍に関する状況を把握し、女性の職業生活における活躍を推進するために改善すべき事情について分析した上で、その結果を勘案して、これを定めなければならない。この場合において、前項第二号の目標については、採用する職員に占める女性職員の割合、男女の継続勤務年数の差異の縮小の割合、勤務時間、管理的地位にある職員に占める女性職員の割合その他の数値を用いて定量的に定めなければならない。

4 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを職員に周知させるための措置を講じなければならない。

5 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

6 特定事業主は、毎年少なくとも一回、特定事業主行動計画に基づく取組の実施の状況を公表しなければならない。

7 特定事業主は、特定事業主行動計画に基づく取組を実施するとともに、特定事業主行動計画に定められた目標を達成するよう努めなければならない。

第四節 女性の職業選択に資する情報の公表

(一般事業主による女性の職業選択に資する情報の公表)

第十六条 第八条第一項に規定する一般事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事業における女性の職業生活における活躍に関する情報を定期的に公表しなければならない。

2 第八条第七項に規定する一般事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事業における女性の職業生活における活躍に関する情報を定期的に公表するよう努めなければならない。

(特定事業主による女性の職業選択に資する情報の公表)

第十七条 特定事業主は、内閣府令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事務及び事業における女性の職業生活における活躍に関する情報を定期的に公表しなければならない。

第四章 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置

(職業指導等の措置等)

第十八条 国は、女性の職業生活における活躍を推進するため、職業指導、職業紹介、職業訓練、創業の支援その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

2 地方公共団体は、女性の職業生活における活躍を推進するため、前項の措置と相まって、職業生活を営み、又は営もうとする女性及びその家族その他の関係者からの相談に応じ、関係機関の紹介その他の情報の提供、助言その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

3 地方公共団体は、前項に規定する業務に係る事務の一部を、その事務を適切に実施することができるものとして内閣府令で定める基準に適合する者に委託することができる。

4 前項の規定による委託に係る事務に従事する者又は当該事務に従事していた者は、正当な理由なく、当該事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(財政上の措置等)

第十九条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に関する地方公共団体の施策を支援するために必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

(国等からの受注機会の増大)

第二十条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に資するため、国及び公庫等(沖縄振興開発金融公庫その他の特別の法律によって設立された法人であって政令で定めるものをいう。)の役務又は物件の調達に関し、予算の適正な使用に留意しつつ、認定一般事業主その他の女性の職業生活における活躍に関する状況又は女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施の状況が優良な一般事業主(次項において「認定一般事業主等」という。)の受注の機会の増大その他の必要な施策を実施するものとする。

2 地方公共団体は、国の施策に準じて、認定一般事業主等の受注の機会の増大その他の必要な施策を実施するよう努めるものとする。

(啓発活動)

第二十一条 国及び地方公共団体は、女性の職業生活における活躍の推進について、国民の関心と理解を深め、かつ、その協力を得るとともに、必要な啓発活動を行うものとする。

(情報の収集、整理及び提供)

第二十二条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に資するよう、国内外における女性の職業生活における活躍の状況及び当該取組に関する情報の収集、整理及び提供を行うものとする。

(協議会)

第二十三条 当該地方公共団体の区域において女性の職業生活における活躍の推進に関する事務及び事業を行う国及び地方公共団体の機関(以下この条において「関係機関」という。)は、第十八条第一項の規定により国が講ずる措置及び同条第二項の規定により地方公共団体が講ずる措置に係る事例その他の女性の職業生活における活躍の推進に有用な情報を活用することにより、当該区域において女性の職業生活における活躍の推進に関する取組が効果的かつ円滑に実施されるようにするため、関係機関により構成される協議会(以下「協議会」という。)を組織することができる。

2 協議会を組織する関係機関は、当該地方公共団体の区域内において第十八条第三項の規定による事務の委託がされている場合には、当該委託を受けた者を協議会の構成員として加えるものとする。

3 協議会を組織する関係機関は、必要があると認めるときは、協議会に次に掲げる者を構成員として加えることができる。

一 一般事業主の団体又はその連合団体

二 学識経験者

三 その他当該関係機関が必要と認める者

4 協議会は、関係機関及び前二項の構成員(以下この項において「関係機関等」という。)が相互の連絡を図ることにより、女性の職業生活における活躍の推進に有用な情報を共有し、関係機関等の連携の緊密化を図るとともに、地域の実情に応じた女性の職業生活における活躍の推進に関する取

取組について協議を行うものとする。

5 協議会が組織されたときは、当該地方公共団体は、内閣府令で定めるところにより、その旨を公表しなければならない。

(秘密保持義務)

第二十四条 協議会の事務に従事する者又は協議会の事務に従事していた者は、正当な理由なく、協議会の事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(協議会の定める事項)

第二十五条 前二条に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

第五章 雑則

(報告の徴収並びに助言、指導及び勧告)

第二十六条 厚生労働大臣は、この法律の施行に関し必要があると認めるときは、第八条第一項に規定する一般事業主に対して、報告を求め、又は助言、指導若しくは勧告をすることができる。

(権限の委任)

第二十七条 第八条から第十二条まで及び前条に規定する厚生労働大臣の権限は、厚生労働省令で定めるところにより、その一部を都道府県労働局長に委任することができる。

(政令への委任)

第二十八条 この法律に定めるもののほか、この法律の実施のため必要な事項は、政令で定める。

第六章 罰則

第二十九条 第十二条第五項において準用する職業安定法第四十一条第二項の規定による業務の停止の命令に違反して、労働者の募集に従事した者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第三十条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

一 第十八条第四項の規定に違反した者

二 第二十四条の規定に違反した者

第三十一条 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

一 第十二条第四項の規定による届出をしないで、労働者の募集に従事した者

二 第十二条第五項において準用する職業安定法第三十七条第二項の規定による指示に従わなかった者

三 第十二条第五項において準用する職業安定法第三十九条又は第四十条の規定に違反した者

第三十二条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

一 第十条第二項の規定に違反した者

二 第十二条第五項において準用する職業安定法第五十条第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

三 第十二条第五項において準用する職業安定法第五十条第二項の規定による立入り若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の陳述をした者

第三十三条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第二十九条、第三十一条又は前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

第三十四条 第二十六条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者は、二十万円以下の過料に処する。

附 則 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第三章(第七条を除く。)、第五章(第二十八条を除く。)及び第六章(第三十条を除く。)の規定並びに附則第五条の規定は、平成二十八年四月一日から施行する。

(この法律の失効)

第二条 この法律は、平成三十八年三月三十一日限り、その効力を失う。

2 第十八条第三項の規定による委託に係る事務に従事していた者の当該事務に関して知り得た秘密については、同条第四項の規定(同項に係る罰則を含む。)は、前項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

3 協議会の事務に従事していた者の当該事務に関して知り得た秘密については、第二十四条の規定(同条に係る罰則を含む。)は、第一項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力

を有する。

4 この法律の失効前にした行為に対する罰則の適用については、この法律は、第一項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

(政令への委任)

第三条 前条第二項から第四項までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

(検討)

第四条 政府は、この法律の施行後三年を経過した場合において、この法律の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、この法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

(社会保険労務士法の一部改正)

第五条 社会保険労務士法（昭和四十三年法律第八十九号）の一部を次のように改正する。

(次のよう略)

(内閣府設置法の一部改正)

第六条 内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）の一部を次のように改正する。

(次のよう略)

目次

前文

第 1 章 総則（第 1 条—第 7 条）

第 2 章 男女共同参画の推進に関する基本的施策等（第 8 条—第 19 条）

第 3 章 男女共同参画審議会（第 20 条—第 26 条）

附則

私たちが目指す 21 世紀の社会は、男女が性別にかかわらず個人として尊重され、自らの意思と選択によってのびやかに生きることができる社会である。また、男女が共に助け合い、力を合わせて地域の未来を創り出していく社会である。

しかしながら、依然として性別によって役割を固定的にとらえる人びとの意識やこれを反映した社会慣行などが様々な分野に根強く残っている状況にある。

山形県においては、男女共同参画社会の実現に向けて様々な取組が進められてきたところであり、また、夫婦共働き世帯が多いなど女性の就業割合が全国の中で高い状況にあるが、男女が平等に能力を発揮できる機会の確保や適正な評価がなされる環境が十分に整っているとは言えず、家庭生活や地域活動においても男女が対等な立場で関わる状況には未だ至っていない。

本格的な少子高齢社会の到来、家族形態の多様化、国際化の進展等社会経済情勢の大きな変化に対応しつつ、次代を担う子供達が健やかに生まれ育ち、将来にわたって活力あふれる地域社会を築いていくためには、男女があらゆる分野に共に参画し、喜びと責任を分かち合うことのできる男女共同参画社会の早期実現を目指していかなければならない。

このような認識に立ち、県民、事業者及び行政が連携し、一体となって男女共同参画の推進に取り組むことを決意し、この条例を制定する。

第 1 章 総則

（目的）

第 1 条 この条例は、男女共同参画の推進に関し、基本理念を定め、県、県民及び事業者の責務を明らかにするとともに、県の施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって男女共同参画社会の実現に寄与することを目的とする。

（定義）

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 男女共同参画の推進 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会の実現に向けて取り組むことをいう。
- (2) 積極的改善措置前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

（基本理念）

第 3 条 男女共同参画の推進は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として行われなければならない。

2 男女共同参画の推進に当たっては、社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担意識等を反映して、男女の社会における活動の自由な選択に対して影響を及ぼすことのないよう配慮されなければならない。

3 男女共同参画の推進は、男女が、社会の対等な構成員として、県における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。

4 男女共同参画の推進は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようにすることを旨として、行われなければならない。

5 男女共同参画の推進に当たっては、男女が性別による身体的特徴の違いについて互いに理解を深

(県の責務)

第4条 県は、前条に規定する基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、男女共同参画の推進に関する施策（積極的改善措置を含む。以下同じ。）を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

2 県は、男女共同参画の推進に当たり、県民、事業者、市町村及び国と連携し、及び協力して取り組むものとする。

(県民の責務)

第5条 県民は、基本理念にのっとり、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、男女共同参画の推進に努めるものとする。

2 県民は、県が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(事業者の責務)

第6条 事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動における男女の均等な機会の確保（積極的改善措置を含む。）、職業生活における活動と家庭生活における活動その他の活動とを両立して行うことができるような就業環境の整備その他の事業活動における男女共同参画の推進に努めるものとする。

2 事業者は、県が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(性別による権利侵害に関する配慮)

第7条 何人も、あらゆる場において、性別による差別的取扱い、セクシュアル・ハラスメント（性的な言動により当該言動を受けた者の生活環境を害する行為又は性的な言動を受けた者の対応によりその者に不利益を与える行為をいう。）及び配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）に対する身体的又は精神的な苦痛を与える暴力的行為により男女の人権を損なうことのないようにしなければならない。

第2章男女共同参画の推進に関する基本的施策等

(男女共同参画計画)

第8条 知事は、男女共同参画社会基本法(平成11年法律第78号)第14条第1項の規定により男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「男女共同参画計画」という。）を定め、又は変更するに当たっては、山形県男女共同参画審議会に意見を求めるとともに、県民の意見を聴くものとする。

(広報活動等)

第9条 県は、男女共同参画の推進に関する県民及び事業者の理解を深めるために必要な広報活動等を行うものとする。

(教育の推進等)

第10条 県は、学校教育その他の教育及び生涯学習の場において、男女共同参画の推進に関する教育の推進、学習の機会の提供その他の必要な措置を講ずるものとする。

(家庭生活における活動とその他の活動との両立支援)

第11条 県は、家族を構成する男女が共に家庭生活における活動と職業生活における活動その他の活動とを両立できるように、支援その他の必要な措置を講ずるものとする。

(県民等の活動に対する支援)

第12条 県は、県民及び事業者が行う男女共同参画の推進に関する活動を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるものとする。

(市町村への支援)

第13条 県は、市町村の男女共同参画計画の策定及び施策の推進を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるものとする。

(調査研究)

第14条 県は、男女共同参画の推進に関する施策を策定し、及び実施するため、必要な調査研究を行うものとする。

(事業者の調査協力)

第15条 知事は、男女共同参画の推進に関する施策の推進のために必要があると認めるときは、事業者に対し、男女の就業状況その他男女共同参画の推進に係る取組状況を把握するための調査について協力を求めることができる。

(男女共同参画の推進の状況等の公表)

第16条 知事は、毎年度、男女共同参画の推進状況及び男女共同参画の推進に関する施策の実施状況について公表するものとする。

(苦情等及び相談への対応)

第17条 県は、県が実施する男女共同参画の推進に関する施策又は男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる施策について、県民及び事業者から苦情その他の意見の申出があった場合は、適切に対応するものとする。

2 知事は、前項の規定に基づく申出があった場合において、必要と認めるときは山形県男女共同参画審議会の意見を聴くものとする。

3 県は、第7条に掲げる行為その他の男女共同参画の推進を妨げる行為についての県民又は事業者からの相談に適切に対応するものとする。

(推進体制の整備)

第18条 県は、男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ効果的に実施するため、必要な推進体制を整備するものとする。

(財政上の措置)

第19条 県は、男女共同参画の推進に関する施策を推進するために必要な財政上の措置を講ずるものとする。

第3章男女共同参画審議会

(審議会の設置)

第20条 男女共同参画計画その他男女共同参画の推進に関する重要事項について、知事の諮問に応じ、調査審議させるため、山形県男女共同参画審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(組織等)

第21条 審議会は、委員15人以内で組織する。

2 委員のうち、男女のいずれか一方の委員の数は、委員の総数の10分の4未満としないものとする。

3 委員は、男女共同参画に関し学識経験を有する者及び公募に応じた者のうちから、知事が任命する。

4 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

5 委員は、再任されることを妨げない。

(会長)

第22条 審議会に会長を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第23条 審議会の会議は、会長が招集する。

2 会長は、前項の会議の議長となる。

3 議会の会議は、委員の過半数の出席がなければ、開くことができない。

4 審議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(部会)

第24条 審議会は、県民及び事業者からの苦情その他の意見の申出等について調査審議させるために部会を置くことができる。

2 部会に属すべき委員は、会長が指名する。

3 部会に部会長を置き、会長が指名する。

4 部会長は、部会の事務を掌理する。

5 部会長に事故があるとき又は部会長が欠けたときは、その部会長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

6 前条の規定は、部会について準用する。この場合において、同条第1項及び第2項中「会長」とあるのは「部会長」と、同条第3項及び第4項中「委員」とあるのは「当該部会に属する委員」と読み替えるものとする。

7 審議会は、その定めるところにより、部会の決議をもって審議会の決議とすることができる。

(庶務)

第25条 審議会の庶務は、子育て推進部において処理する。

(委任)

第26条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成21 年 3 月 24 日 条例第 19 号 抄）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 22 年 3 月 19 日 条例第 7 号 抄）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

山形県ワーク・ライフ・バランス憲章 ～仕事と生活の調和がとれた社会をめざして～

〔前文〕

私たちは、家庭や職場、地域社会においてそれぞれに役割を持っており、そして誰もがその責任を果たしたいと願っています。この思いを実現し、安心して暮らせる、活力ある豊かな山形県を築くためには、私たち一人ひとりがそれぞれの持つ力を発揮できる「全員参加」の社会づくりを進める必要があります。

このため、私たちは、男性も女性もあらためて自らの生活や働き方を見つめ直し、いきいきと仕事をし、子育てや介護にたずさわり、地域活動に取り組んでいかなければなりません。

また、企業等は、あらゆる職場において、働く人の生活に配慮した働き方ができるよう努めることにより、働く意欲の向上や人材の確保・定着などの効果を期待することができます。

さらに、行政は、県民や企業等の取り組みが効果的に進められるような環境づくりに努めていかなければなりません。

私たちは、山形県の特徴でもある三世代同居や地域社会が有する助け合いの風土といった、これまで培^{つちか}ってきた家族や地域の「絆^{きずな}」を活かし、世代間や地域住民同士で支え合い、家庭生活・仕事・地域活動において、それぞれ調和のとれた生き方ができる“やまがた”らしい社会の実現に向け、しっかりと考え、そして実践することが大切です。

私たちは、ここに仕事と生活の調和がとれた社会をめざして憲章を制定し、県民、企業等、行政が力を合わせて取り組むことを誓います。

〔本文〕

【家庭】～助け合う～

- 1 家族みんなが助け合い、家族の絆^{きずな}を大切にする家庭をつくれます。
- 2 男性も家庭生活に参加し、共に喜び合える家庭をつくれます。

【職場】～分かち合う～

- 3 働き方を見直し、いきいきと活躍できる職場をつくれます。
- 4 子育てや介護をしながら仕事を続けられる職場をつくれます。

【地域社会】～育み合う～

- 5 一人ひとりが能力を発揮し、育み合う社会をつくれます。
- 6 地域活動に積極的に参加し、住民同士で支え合う地域をつくれます。
- 7 地域全体で子育てを応援し、子育てしやすい社会をつくれます。

(設置)

第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項の規定により、男女共同参画社会の形成促進に資するため、庄内町男女共同参画社会推進委員会(以下「委員会」という。)を置く。

(所掌事務)

第2条 委員会は、町長の諮問に応じ、次に掲げる事項について調査審議する。

- (1) 各分野での男女共同参画が図られるような提言に関すること。
- (2) 男女共同参画社会行動計画の策定及び推進に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、町長が必要と認めたこと。

(組織)

第3条 委員会は、委員10人以内で組織し、委員は、町長が任命する。

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

第5条 委員会に委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 3 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長の指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会は、委員長が招集する。

- 2 委員長は、会議の議長となる。
- 3 委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 4 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(意見の聴取)

第7条 委員会は、必要があると認めるときは委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、情報発信課において所掌する。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、委員会に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この条例は、平成17年7月1日から施行する。